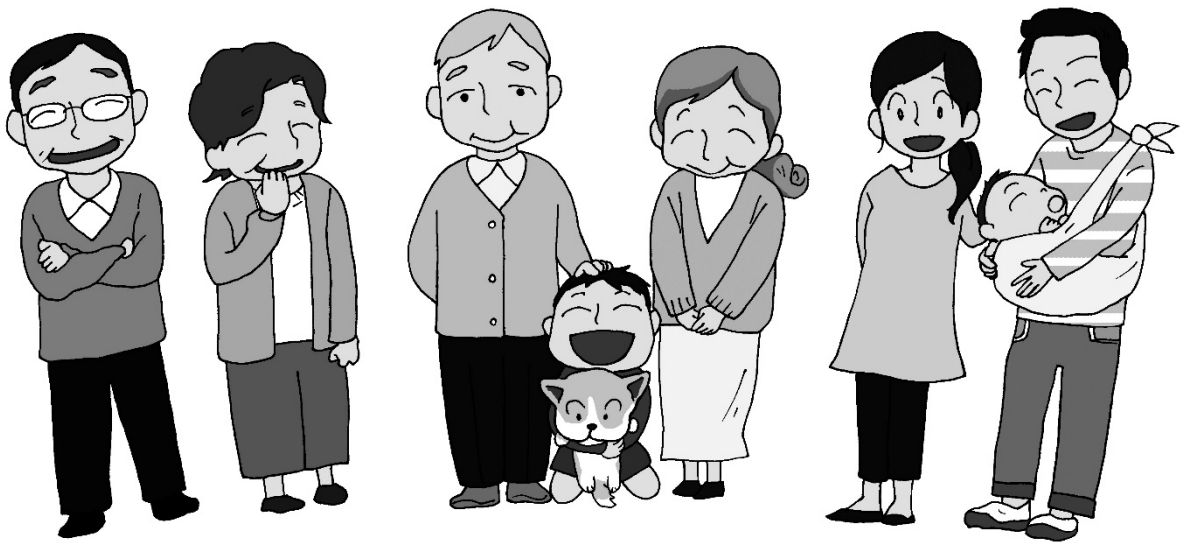


# 白 浜 町

---

## 第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画



令和6年3月

白浜町



## はじめに

白浜町では、「輝きとやすらぎと交流のまち 白浜 ～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～」を第2次白浜町長期総合計画の将来像に掲げ、住民のみなさまが白浜町に住んでよかったと感じていただけるまちづくりを推進しております。

高齢者支援については、令和3年3月に「白浜町第8期介護保険事業計画及び老人福祉計画」を策定し、白浜町にお住まいの高齢者の方々が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、計画を総合的に進めてまいりました。

国において、「地域包括ケアシステム」の深化、推進に向けて、総合事業の充実化、認知症施策や自立支援・重度化防止のさらなる推進が重要であるとして、介護保険法等の改正が進められています。

白浜町においても、現役世代が急減するとされる2040年を見据え介護従事者の不足、地域医療と介護の連携、認知症対策、高齢者の社会参加の促進等の様々な課題への対応、新たな時代のニーズに見合った施策を展開し、安心して生活ができる「住んでよいまち」の実現を目指して「白浜町第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画」を新たに策定しました。

計画の基本理念である「ともに支えあい、いきいきと元気に暮らし続けられるまち しらはま」の実現に向け、町民の皆様をはじめ、関係団体、事業者等の方々と協働で推進して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました白浜町介護保険事業計画等作成委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見を頂きました住民の皆様及び関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

白浜町長 井潤 誠



# 目次

第 1 章 計画の策定にあたって .....	1
1 節 計画の趣旨 .....	1
2 節 計画の位置づけ・法的根拠 .....	2
3 節 計画の期間 .....	3
4 節 国の基本指針について .....	3
5 節 計画の策定体制 .....	4
6 節 日常生活圏域の設定 .....	5
第 2 章 高齢者等を取り巻く現状と課題 .....	6
1 節 高齢者を取り巻く現状について .....	6
2 節 介護保険事業の状況について .....	11
3 節 アンケート調査からみる白浜町の現状 .....	25
4 節 白浜町の課題のまとめ .....	34
第 3 章 計画の基本的な考え方 .....	35
1 節 計画の基本理念 .....	35
2 節 計画の基本目標 .....	36
3 節 計画の施策体系 .....	37
4 節 計画の施策体系図 .....	39
第 4 章 施策の展開 .....	40
基本目標 1 健やかに暮らし続けられるまちづくり .....	40
基本目標 2 安心して暮らし続けられるまちづくり .....	44
基本目標 3 生きがいをもてるまちづくり .....	61
第 5 章 介護保険事業の見込み .....	62
1 節 将来人口推計 .....	62
2 節 要支援・要介護認定者数の推計 .....	64
3 節 介護保険サービス量の見込み .....	65
4 節 介護保険事業費の見込み .....	79
5 節 第 1 号被保険者の保険料算定 .....	82
第 6 章 計画の推進に向けて .....	85
1 節 計画の進行管理及び点検 .....	85
2 節 計画の周知・啓発 .....	85
3 節 関係機関・地域との連携 .....	85
資料編 .....	86
1. 計画の策定過程 .....	86
2. 白浜町介護保険事業計画等作成委員会設置要綱 .....	87
3. 白浜町介護保険事業計画等作成委員会委員名簿 .....	89



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1節 計画の趣旨

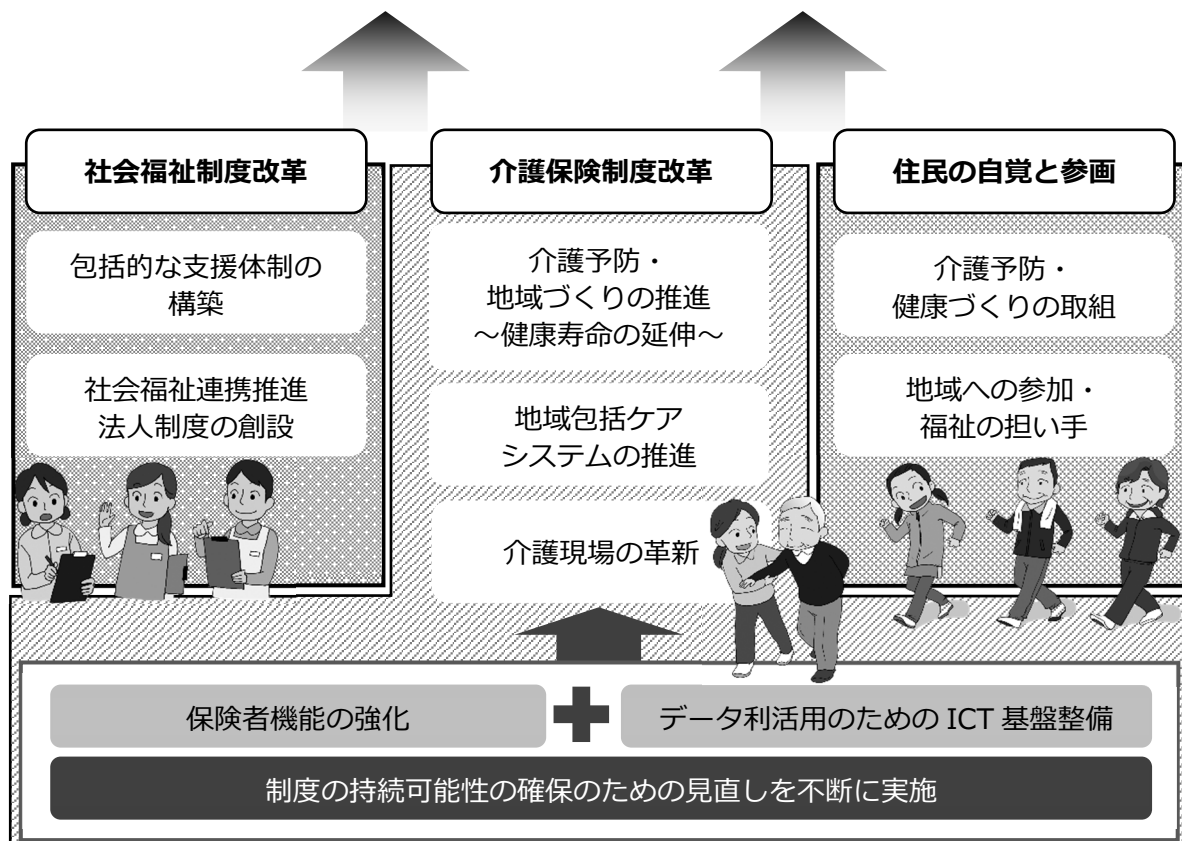
わが国の人口構造として、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年(令和 7 年)以降、高齢者人口の割合の増加以上に現役世代の減少が加速的に進行することが予測されています。それに伴って介護保険料の高騰、介護サービス提供体制を支える介護従事者の不足、地域医療と介護の連携の必要性、認知症対策、高齢者の社会参加の促進等、様々な課題が顕在化しています。

こうした中、介護サービス基盤の計画的な整備、「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材確保及び介護現場の生産性向上が全国的に進められています。

白浜町においても、高齢者の社会参加や現役世代の負担軽減を進めるため、介護予防の推進による健康寿命の延伸をはじめ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、住民一人ひとりが地域における生活上の課題を自分自身の問題としてとらえ、「人と人」「人と資源」が丸ごとつながり、安心して暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

本計画においては、第8期計画で掲げた目標や具体的施策を検証し、85歳以上人口が急増し要介護高齢者が増加する一方で生産年齢人口が急減することが見込まれている2040年を見据えた、中長期的な計画とすることが求められています。引き続き、白浜町に暮らすすべての高齢者が「ともに支え合い、いきいきと元気に暮らし続けられるまち しらはま」の実現に向けて、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「白浜町第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画」を策定するものです。

## 2040 年（令和 22 年）への備え



## 2節 計画の位置づけ・法的根拠

### 1. 法令等の根拠

本計画は、「老人福祉法」第20条の8及び「介護保険法」第117条の規定に基づき策定するものです。

◆ 老人福祉法 第二十条の八 ◆

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

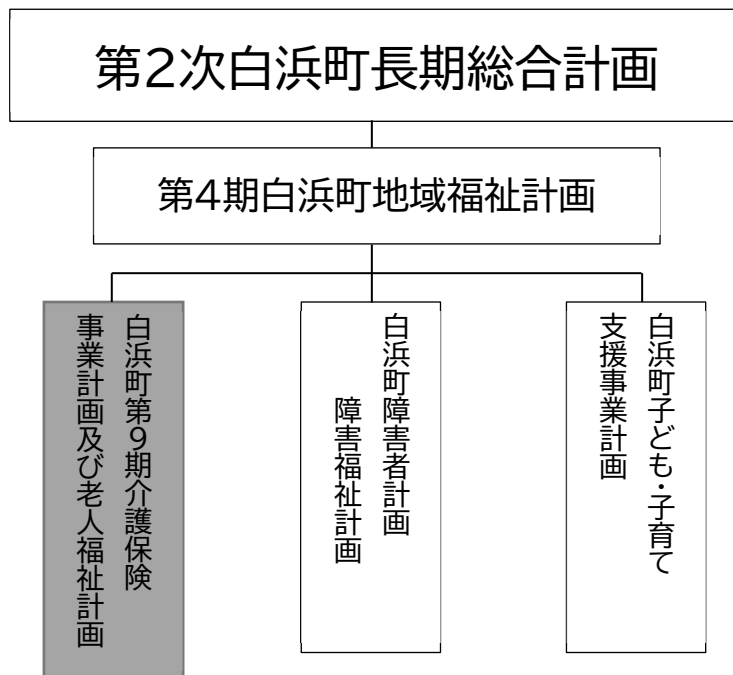
◆ 介護保険法 第一百十七条 ◆

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

### 2. 上位計画及び他の計画との関係性

本計画は、「第2次白浜町長期総合計画」における高齢者福祉施策部門の個別計画に位置づけられます。

また、「第4期白浜町地域福祉計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図るものとします。





### 3節 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とする、令和8年度までの3か年を1期とする計画です。

(年度)

	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2040 (R22)
計画期間	第8期計画			第9期計画			第10期計画			第11期計画			
	2040年を見据えた取組												

### 4節 国の基本指針について

介護保険法において厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を定めることとされており、第9期計画において記載を充実する事項として次の内容が挙げられています。

#### 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更等、既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤の計画的な確保
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進
- 居宅要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの更なる普及

#### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業等による障害者福祉や児童福祉等、他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## 5節 計画の策定体制

---

---

### 1. 「白浜町介護保険事業計画等作成委員会」の開催

本計画の策定にあたっては、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表等の参画を得て、「白浜町介護保険事業計画等作成委員会」を開催し、検討を行いました。

### 2. 白浜町介護保険事業・高齢者福祉に関するアンケート調査

#### (1) 日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に、高齢者の生活状況や健康状態、地域における活動等の状況、普段感じていること等を把握し、白浜町の高齢者福祉施策の検討や、介護予防の充実に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### (2) 在宅介護実態調査

在宅で介護を受けている方を対象に、在宅生活の継続に必要な支援や、介護者の就労状況等を把握し、今後の介護サービスのあり方の検討に向けた基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査の種類	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
日常生活圏域ニーズ調査	800件	550件	68.8%
在宅介護実態調査	200件	157件	78.5%

### 3. 介護サービス提供事業者調査の実施

介護サービス基盤等の方針を検討するため、事業所等連絡会の会員（介護支援専門員、介護サービス提供事業者等）を対象に、介護保険サービスや社会資源の充足度、現状や課題、今後のサービス拡充の意向等の調査を行いました。

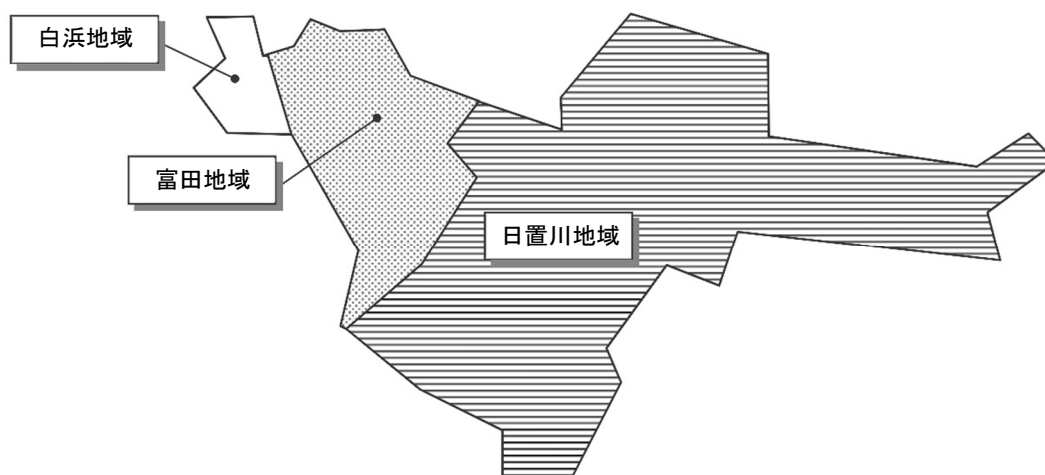
## 6節 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、日常生活に支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でサービスを受けながら安心して生活ができるよう、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件を総合的に勘案し、地域の特性を踏まえた生活圏域を設定することとなっています。

現在、白浜町では、白浜地域、富田地域、日置川地域の3つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとの介護サービスの必要量を把握し、新たな施設の整備、調整を図るなど、介護サービス基盤の整備に努めてきました。

本計画期間中においても、社会的要件の大きな変更は見込まれていないため、引き続き白浜地域、富田地域、日置川地域の3つの日常生活圏域とします。

### ◆日常生活圏域



	住所区分
白浜地域	瀬戸、白浜、湯崎、東白浜
富田地域	西富田（堅田・才野） 南白浜（中、栄） 北富田（庄川・平・内ノ川・保呂） 富田（十九淵・富田） 椿
日置川地域	旧日置川町全域

## 第 2 章 高齢者等を取り巻く現状と課題

### 1節 高齢者を取り巻く現状について

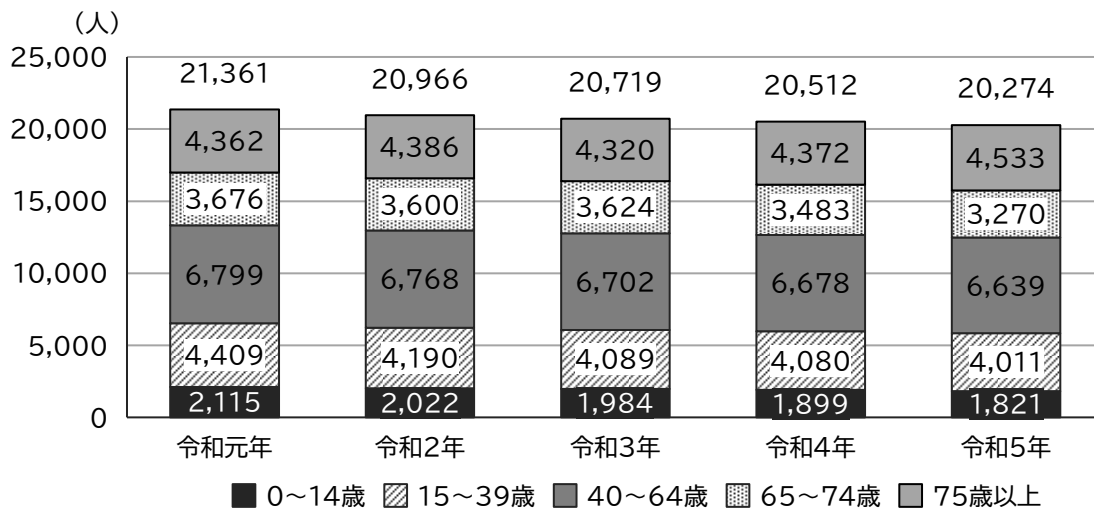
#### 1. 人口等の推移

##### (1) 年齢階層別人口の推移

白浜町の人口は令和元年では21,361人でしたが令和5年では20,274人となっており、4年間で1,087人減少しています。

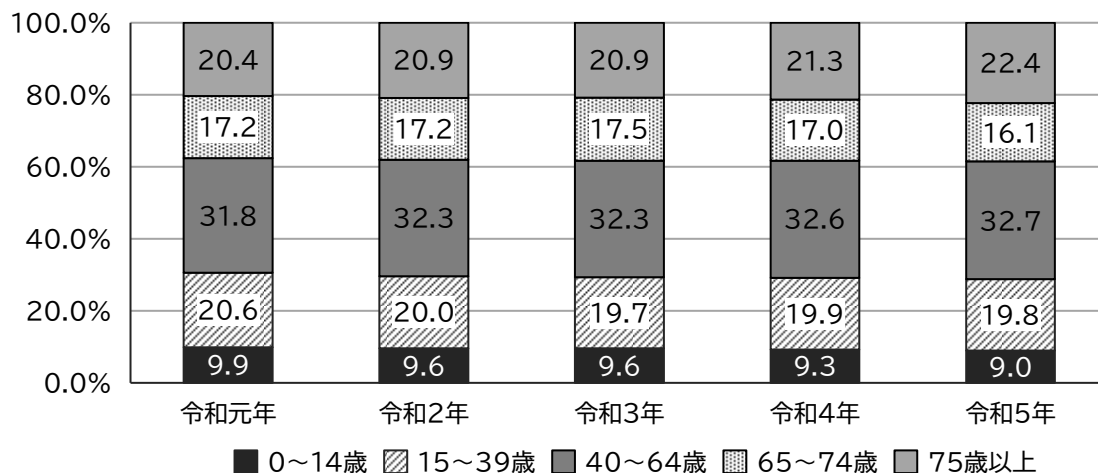
年齢階層別人口構成比率についてみると、「0～14歳」「15～64歳」では年々緩やかに減少している一方、「75歳以上」では年々増加しています。また、「65～74歳」では令和3年の17.5%をピークに令和4年以降減少に転じています。なお、令和5年の高齢化率は38.5%となっています。

##### ◆年齢階層別人口



資料:住民基本台帳[各年9月末]

##### ◆年齢階層別人口構成比率



資料:住民基本台帳[各年9月末]

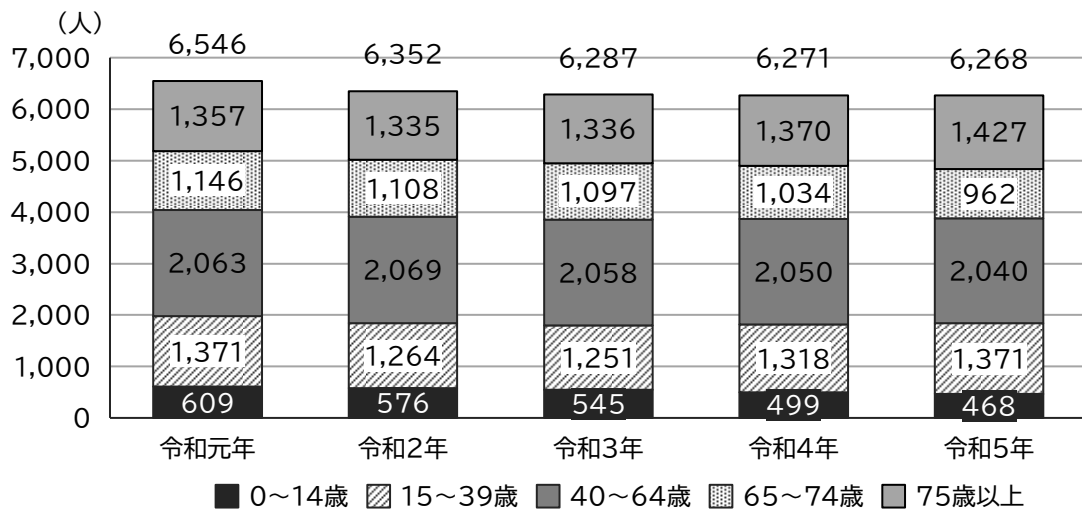
## (2)日常生活圏域別にみる年齢階層別人口の推移

### ①白浜地域

白浜地域の人口は、令和元年では6,546人でしたが、令和5年では6,268人となっており、4年間で278人減少しています。

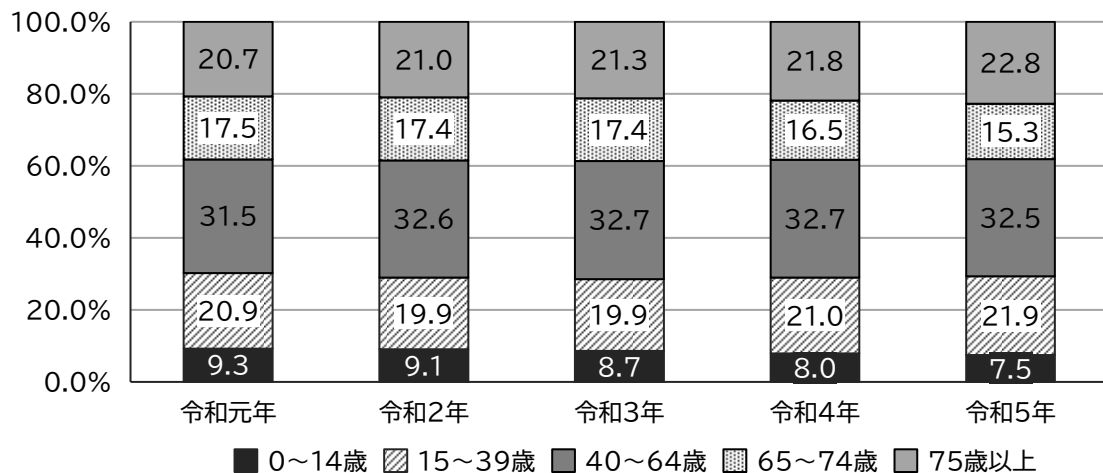
年齢階層別人口構成比率についてみると、「0～14歳」「65～74歳」では減少を続けている一方、「75歳以上」では増加傾向となっています。なお、令和5年の高齢化率は38.1%となっています。

#### ◆白浜地域の年齢階層別人口



資料:住民基本台帳[各年9月末]

#### ◆白浜地域の年齢階層別人口構成比率



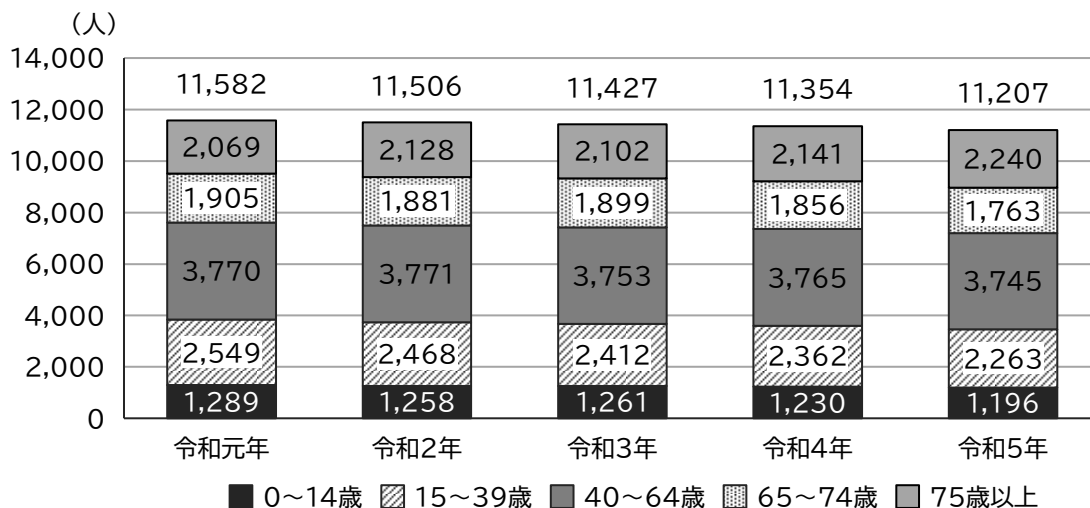
資料:住民基本台帳[各年9月末]

## ②富田地域

富田地域の人口は、令和元年では11,582人でしたが、令和5年では11,207人となっており、4年間で375人減少しています。

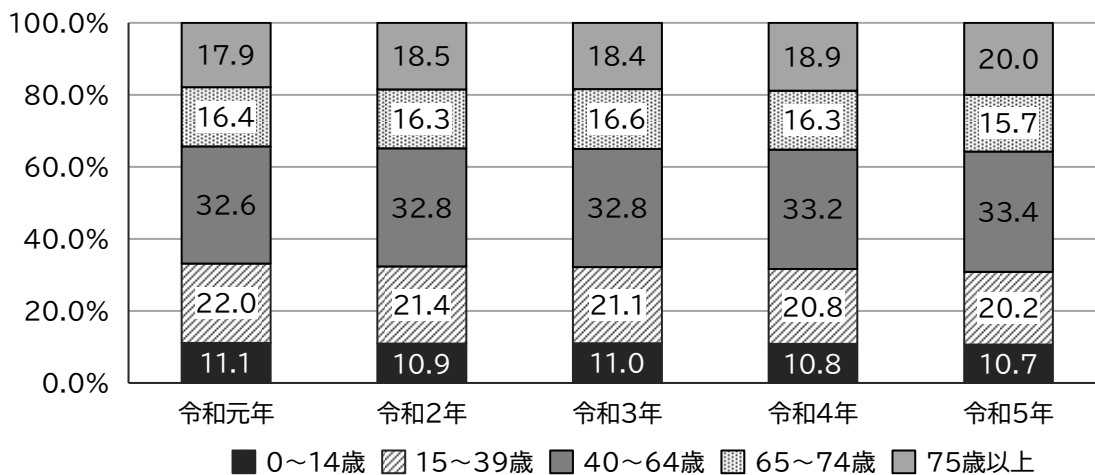
年齢階層別人口構成比率についてみると、65歳以下の割合が緩やかに減少しており、高齢化が進んでいます。なお、令和5年の高齢化率は35.7%となっています。

### ◆富田地域の年齢階層別人口



資料:住民基本台帳[各年9月末]

### ◆富田地域の年齢階層別人口構成比率



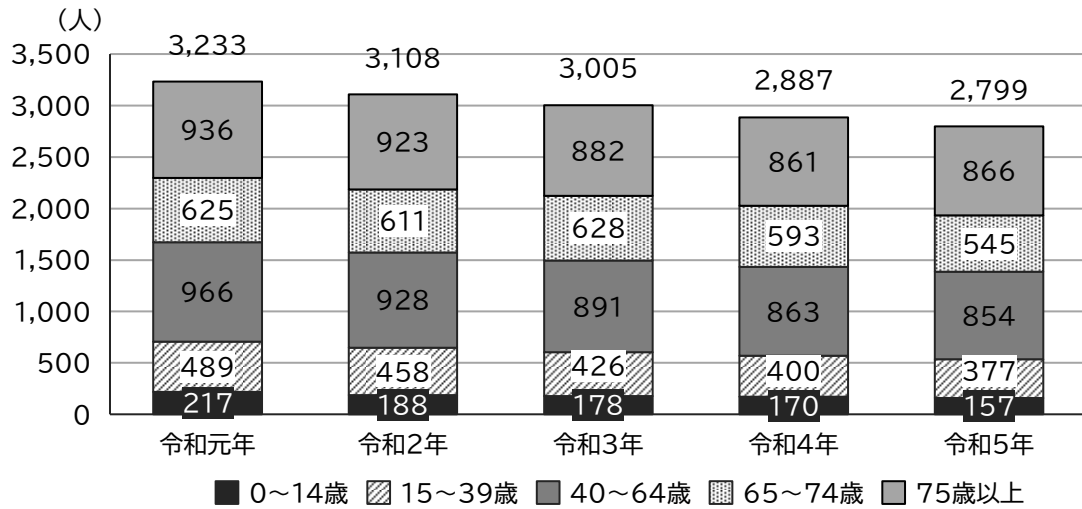
資料:住民基本台帳[各年9月末]

### ③日置川地域

日置川地域の人口は、令和元年では3,233人でしたが、令和5年では2,799人となっており、4年間で434人減少しています。

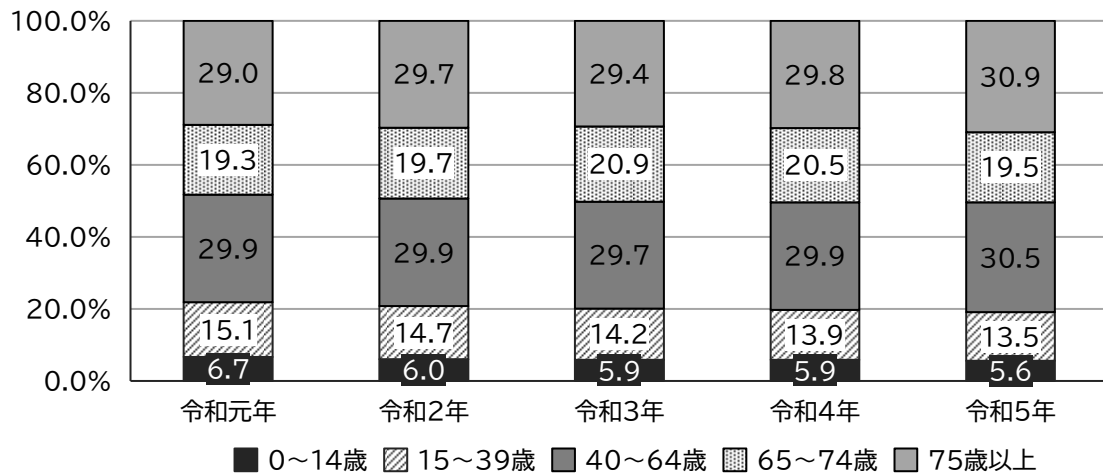
年齢階層別人口構成比率についてみると、「65～74歳」では令和3年の20.9%をピークに、令和4年以降減少に転じています。なお、令和5年の高齢化率は50.4%となっています。

#### ◆日置川地域の年齢階層別人口



資料:住民基本台帳[各年9月末]

#### ◆日置川地域の年齢階層別人口構成比率

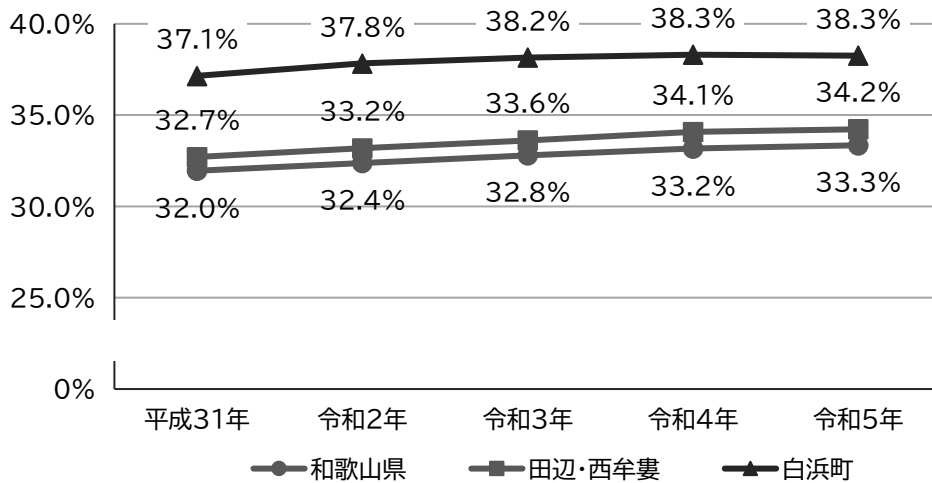


資料:住民基本台帳[各年9月末]

### (3)高齡化率の推移

白浜町の高齡化率は、和歌山県や白浜町が属する田辺・西牟婁圏域（老人福祉圏域）と比較して、4ポイント程度高い割合で推移しています。

#### ◆高齡化率(田辺・西牟婁圏域、県比較)



資料:和歌山県における高齡化の状況(和歌山県資料)[各年1月1日]

## 2. 居住状況の推移

### (1)一人暮らし高齡者

白浜町の一人暮らし高齡者の割合は3割台で推移しており、平成30年に36.4%と高い割合となりましたが、平成31年、令和2年と31%台となり、令和3年から令和5年は33%台となっています。県や田辺・西牟婁圏域と比較しても、いずれの年も白浜町が県や田辺・西牟婁圏域を越える高い割合となっています。

#### ◆一人暮らし高齡者の推移

	平成30年			平成31年			令和2年		
	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合
和歌山県	307,043	66,909	21.8%	308,220	68,110	22.1%	308,961	69,100	22.4%
田辺・西牟婁	41,851	12,189	29.1%	41,953	11,878	28.3%	41,960	12,106	28.9%
白浜町	7,988	2,905	36.4%	8,033	2,532	31.5%	8,051	2,557	31.8%
	令和3年			令和4年			令和5年		
	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合	65歳以上高齡者数	一人暮らし高齡者数	一人暮らし高齡者の割合
和歌山県	309,814	71,386	23.0%	310,188	70,421	22.7%	308,293	74,742	24.2%
田辺・西牟婁	41,880	12,450	29.7%	41,941	12,625	30.1%	41,605	12,797	30.8%
白浜町	7,971	2,632	33.0%	7,922	2,616	33.0%	7,829	2,585	33.0%

資料:和歌山県における高齡化の状況(和歌山県資料)[各年1月1日]



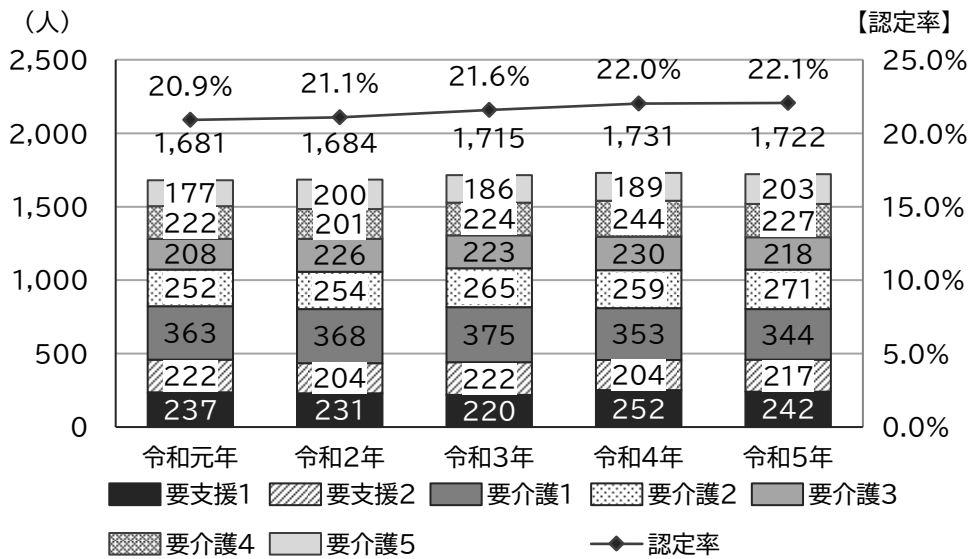
## 2節 介護保険事業の状況について

### 1. 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、令和元年では1,681人でしたが、令和5年では1,722人となっており、5年間で41人増加しています。認定率は令和5年にかけて増加傾向で推移しています。

男女別で要介護認定者数の推移をみると、男性の認定率よりも女性の認定率の方がおよそ10ポイント高い20%台で推移しています。女性の後期高齢者の認定率はおよそ40%で推移しており、男性と比較して15ポイント程度高くなっています。

#### ◆要介護認定者数の推移(第1号被保険者)



資料:保険者別 要介護(要支援)認定者数(厚生労働省)[各年9月末]

#### ◆男女別要介護認定者数の推移(第1号被保険者)

単位:人

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
男性	合計	高齢者数	3,350	3,339	3,329	3,298	3,308
		要支援・要介護者数	492	494	504	521	539
		認定率	14.7%	14.8%	15.1%	15.8%	16.3%
	前期	高齢者数	1,701	1,677	1,692	1,659	1,575
		要支援・要介護者数	88	89	103	112	98
		認定率	5.2%	5.3%	6.1%	6.8%	6.2%
	後期	高齢者数	1,649	1,662	1,637	1,639	1,733
		要支援・要介護者数	404	405	401	409	441
		認定率	24.5%	24.4%	24.5%	25.0%	25.4%
女性	合計	高齢者数	4,688	4,647	4,615	4,557	4,495
		要支援・要介護者数	1,189	1,190	1,211	1,210	1,183
		認定率	25.4%	25.6%	26.2%	26.6%	26.3%
	前期	高齢者数	1,975	1,923	1,932	1,824	1,695
		要支援・要介護者数	101	96	107	92	88
		認定率	5.1%	5.0%	5.5%	5.0%	5.2%
	後期	高齢者数	2,713	2,724	2,683	2,733	2,800
		要支援・要介護者数	1,088	1,094	1,104	1,118	1,095
		認定率	40.1%	40.2%	41.1%	40.9%	39.1%

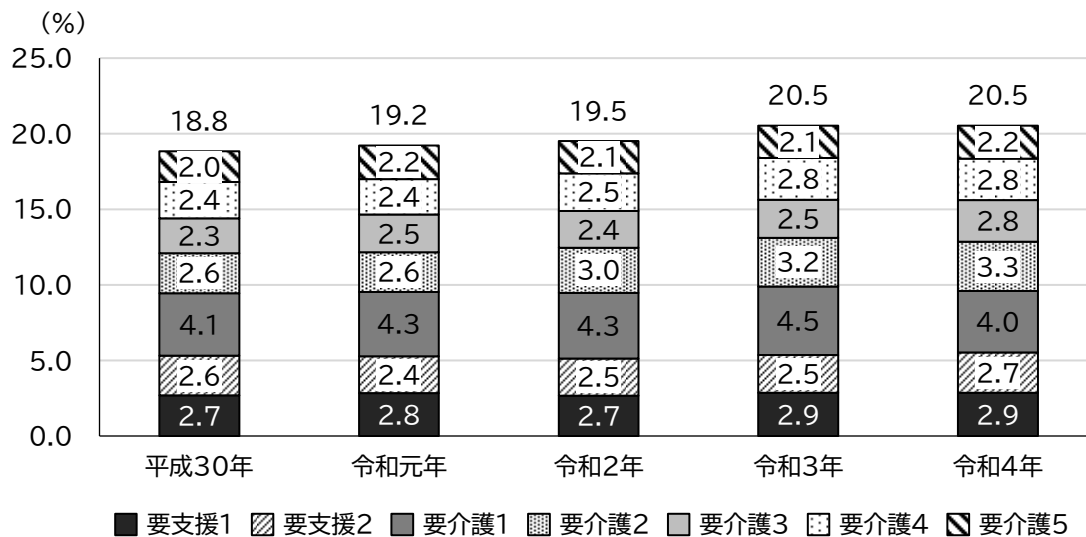
資料:保険者別 要介護(要支援)認定者数(厚生労働省)[各年9月末]

## 2. 調整済み要介護認定率を用いた自治体間比較

白浜町の調整済み認定率は、増加傾向で推移しており、平成30年では18.8%、令和4年では20.5%と5年間で1.7ポイント高くなっています。要介護度別でみると、「要介護2」「要介護3」の割合がそれぞれ増加傾向で推移しており、認定率の増加の要因となっていることがうかがえます。

また、国や県、近隣市町と比較すると、白浜町は全国の認定率よりは高い水準ですが、和歌山県や田辺市、上富田町よりも低くなっています。

### ◆白浜町の調整済み認定率の推移

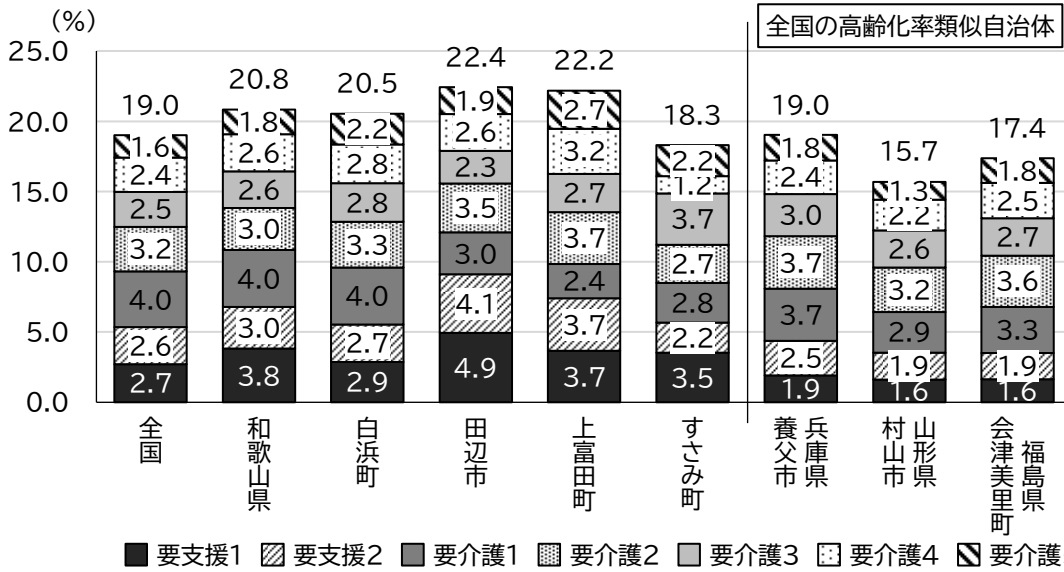


資料:地域包括ケア「見える化」システム[各年3月末]  
 (厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」)

#### 調整済み認定率

高齢化の進む地域では認定率が高くなる傾向があるため、対象地域の性・年齢階層別認定率に国の人口を乗じて認定者数を算出し、認定率を割り出す方法です。性・年齢調整を行うことにより、第1号被保険者の性・年齢構成以外の要素の認定率への影響について、地域間・時系列で比較がしやすくなります。

◆調整済み認定率の他市町比較

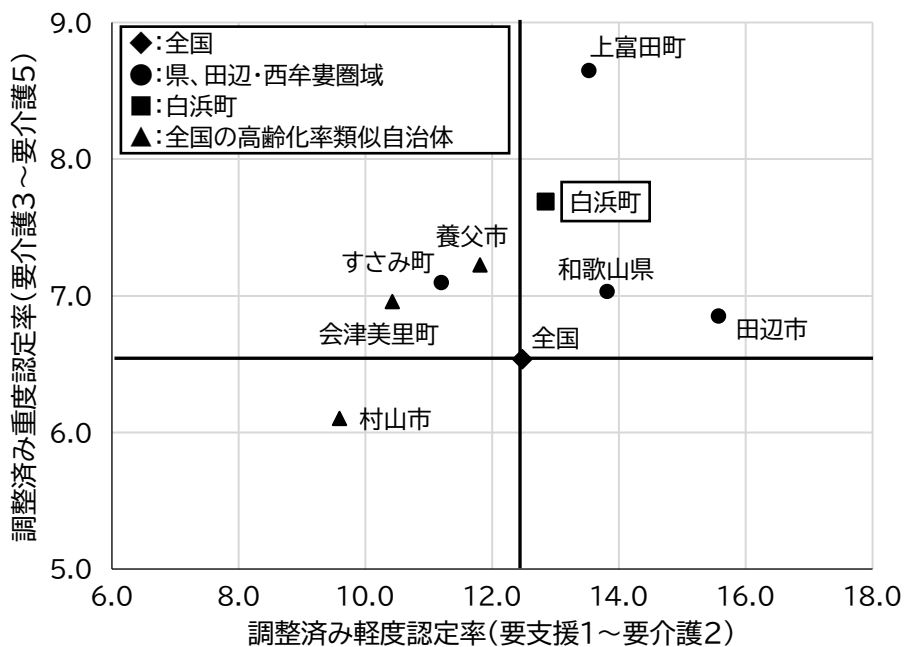


資料:地域包括ケア「見える化」システム[令和4年3月末]  
(厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」)

3. 調整済み重度認定率及び軽度認定率の比較

調整済み認定率について、重度（要介護3～要介護5）と軽度（要支援1～要介護2）の分布をみると、全国よりも重度、軽度ともに高い水準となっていることがうかがえます。

和歌山県の傾向として、全国よりも重度、軽度ともに高い自治体が多くみられます。

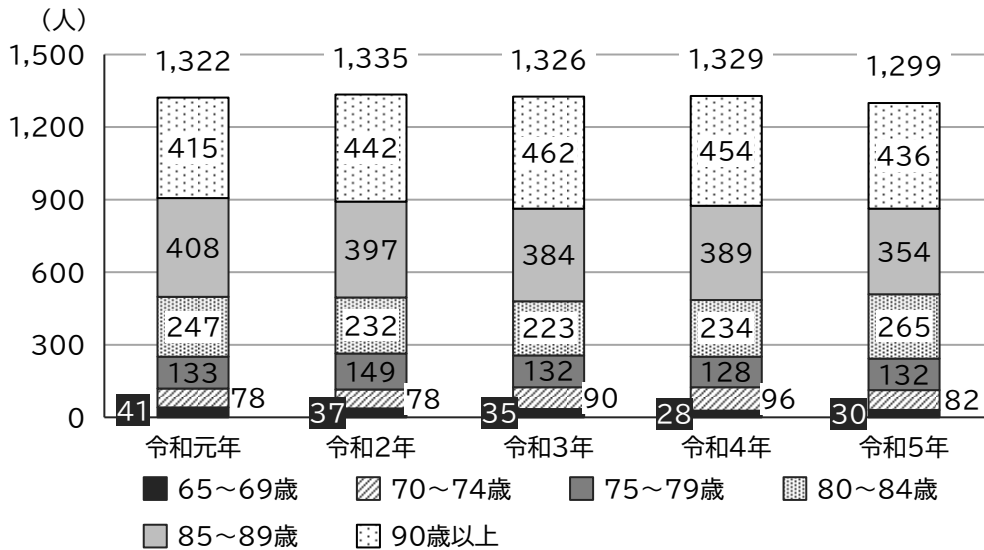


資料:地域包括ケア「見える化」システム[令和4年3月末]  
「介護保険事業状況報告」年報(厚生労働省)および「住民基本台帳人口・世帯数」(総務省)

## 4. 認知症高齢者の推移

認知症高齢者数は増減を繰り返しながら、1,300人前後で推移しています。

### ◆認知症高齢者の推移(第1号被保険者)



資料:白浜町 民生課[各年9月末]

## 5. リハビリテーション事業の実施状況

### (1) サービス提供事業所

リハビリテーション事業は、介護老人保健施設で2事業所、介護医療院が令和2年度より1事業所、通所リハビリテーションで3事業所、短期入所療養介護(老健)で2事業所、短期入所療養介護(介護医療院)で1事業所が実施しています。

認定者1万人対で事業所数をみると、認定者数の増加に伴い、それぞれの事業所の数値は減少しています。国や県、近隣市町等と比較すると、すさみ町が高い水準となっていますが、白浜町で実施している介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護(老健)は国や県、近隣市町よりも高い水準となっています。

これらのリハビリテーションサービス提供事業所を地域資源の一つととらえ、自立支援・介護予防に活用していきます。

### ◆認定者1万人対のリハビリテーション事業提供事業所数

単位:か所

認定者1万人対	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
介護老人保健施設	13.26	12.43	12.03	11.85	11.83	11.49
介護医療院	0.00	0.00	0.00	0.00	5.91	5.75
訪問リハビリテーション	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
通所リハビリテーション	19.89	18.65	18.04	17.77	17.74	17.24
短期入所療養介護(老健)	13.26	12.43	12.03	11.85	11.83	11.49
短期入所療養介護(介護医療院)	0.00	0.00	0.00	0.00	5.91	5.75

資料:地域包括ケア「見える化」システム

### ◆認定者1万人対のリハビリテーション事業提供事業所数の他市町比較【令和3年度時点】

単位:か所

認定者1万人対	全国	和歌山県	白浜町	田辺市	上富田町	すさみ町	養父市	村山市	会津美里町
介護老人保健施設	6.32	6.35	11.49	6.89	0.00	26.53	5.29	11.49	12.69
介護医療院	1.00	1.03	5.75	1.72	0.00	0.00	5.29	0.00	0.00
訪問リハビリテーション	8.36	11.22	0.00	1.72	0.00	0.00	5.29	0.00	0.00
通所リハビリテーション	12.42	14.17	17.24	6.89	0.00	26.53	15.86	11.49	6.35
短期入所療養介護(老健)	5.62	5.76	11.49	6.89	0.00	26.53	5.29	11.49	12.69
短期入所療養介護(介護医療院)	0.16	0.30	5.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

資料:地域包括ケア「見える化」システム

## 6. 介護保険事業の提供状況

### (1) 介護給付費と介護予防給付費の給付状況

介護給付費について、給付状況の合計額は令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回っており、ほぼ横ばいで推移しています。

居宅サービスでは「訪問入浴介護」「居宅療養管理指導」「短期入所生活介護」において、令和3年度と比較して令和4年度では高い伸び率となっています。

#### ◆介護給付費の計画値と実績値

単位：千円

			令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率
居宅サービス	訪問介護	計画値	486,790	494,229	104.2%
		実績値	460,546	479,801	
		実績割合	94.6%	97.1%	
	訪問入浴介護	計画値	1,590	1,591	130.2%
		実績値	1,774	2,309	
		実績割合	111.6%	145.1%	
	訪問看護	計画値	97,653	106,245	104.8%
		実績値	106,858	111,954	
		実績割合	109.4%	105.4%	
	訪問リハビリテーション	計画値	0	0	-
		実績値	0	1,393	
		実績割合	-	-	
	居宅療養管理指導	計画値	7,099	7,196	117.3%
		実績値	5,413	6,349	
		実績割合	76.3%	88.2%	
	通所介護	計画値	214,929	217,582	99.0%
		実績値	190,897	188,947	
		実績割合	88.8%	86.8%	
	通所リハビリテーション	計画値	140,540	142,108	98.8%
		実績値	122,744	121,255	
実績割合		87.3%	85.3%		
短期入所生活介護	計画値	71,445	74,462	110.2%	
	実績値	72,719	80,110		
	実績割合	101.8%	107.6%		
短期入所療養介護 (老健)	計画値	8,659	22,164	82.1%	
	実績値	18,619	15,286		
	実績割合	99.8%	69.0%		
短期入所療養介護 (病院等)	計画値	0	0	0.0%	
	実績値	873	0		
	実績割合	-	-		
短期入所療養介護 (介護医療院)	計画値	5,019	5,179	108.0%	
	実績値	5,261	5,682		
	実績割合	104.8%	109.7%		
福祉用具貸与	計画値	73,617	74,882	106.7%	
	実績値	76,097	81,228		
	実績割合	103.4%	108.5%		
特定福祉用具購入費	計画値	3,368	3,368	85.6%	
	実績値	3,955	3,385		
	実績割合	117.4%	100.5%		
住宅改修費	計画値	6,849	6,849	80.1%	
	実績値	8,416	6,740		
	実績割合	122.9%	98.4%		
特定施設入居者生活介護	計画値	99,177	99,232	116.3%	
	実績値	119,865	139,416		
	実績割合	120.9%	140.5%		

資料：地域包括ケア「見える化」システム

地域密着型サービスは「認知症対応型通所介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」では計画値を上回っています。地域密着型サービスは利用者数が少ないため、実績の変動により割合が大きく変わる傾向があります。

施設サービスでは「介護老人保健施設」の実績値が令和3年度から令和4年度にかけて減少しています。

居宅介護支援では、概ね計画値通りの給付状況となっています。

◆介護給付費の計画値と実績値

単位:千円

			令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	0	0	-
		実績値	0	0	
		実績割合	-	-	
	夜間対応型訪問介護	計画値	0	0	-
		実績値	0	0	
		実績割合	-	-	
	地域密着型通所介護	計画値	82,981	83,541	91.2%
		実績値	76,268	69,575	
		実績割合	91.9%	83.3%	
	認知症対応型通所介護	計画値	856	856	96.5%
		実績値	2,411	2,328	
		実績割合	281.6%	271.9%	
小規模多機能型居宅介護	計画値	34,118	37,494	115.4%	
	実績値	30,646	35,357		
	実績割合	89.8%	94.3%		
認知症対応型共同生活介護	計画値	82,426	82,471	93.8%	
	実績値	75,013	70,326		
	実績割合	91.0%	85.3%		
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値	2,007	2,008	100.4%	
	実績値	5,589	5,612		
	実績割合	278.5%	279.5%		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値	0	0	-	
	実績値	0	0		
	実績割合	-	-		
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	-	
	実績値	0	0		
	実績割合	-	-		
施設サービス	介護老人福祉施設	計画値	513,181	513,466	104.4%
		実績値	476,703	497,488	
		実績割合	92.9%	96.9%	
	介護老人保健施設	計画値	449,272	449,521	87.2%
		実績値	420,961	367,175	
		実績割合	93.7%	81.7%	
	介護医療院	計画値	143,892	143,972	106.6%
		実績値	134,318	143,236	
		実績割合	93.3%	99.5%	
	介護療養型医療施設	計画値	0	0	0.0%
		実績値	1,270	0	
		実績割合	-	-	
居宅介護支援	計画値	142,875	144,996	102.8%	
	実績値	142,653	146,707		
	実績割合	99.8%	101.2%		
合計	計画値	2,678,343	2,713,412	100.9%	
	実績値	2,559,871	2,581,660		
	実績割合	95.6%	95.1%		

資料:地域包括ケア「見える化」システム

介護予防給付費について、給付状況の合計額は令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回る給付状況となっています。

「介護予防短期入所生活介護」「介護予防短期入所療養介護（老健）」では計画時点では利用を見込んでいませんでしたが、それぞれ利用がありました。

◆介護予防給付費の計画値と実績値

単位:千円

		令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率
介護 予防 サー ビス	介護予防訪問入浴介護	計画値	0	0
		実績値	0	0
		実績割合	-	-
	介護予防訪問看護	計画値	23,697	23,987
		実績値	22,566	23,697
		実績割合	95.2%	98.8%
	介護予防 訪問リハビリテーション	計画値	0	0
		実績値	0	0
		実績割合	-	-
	介護予防居宅療養管理指導	計画値	144	144
		実績値	155	169
		実績割合	107.5%	117.2%
	介護予防 通所リハビリテーション	計画値	30,753	31,047
		実績値	25,591	24,315
		実績割合	83.2%	78.3%
	介護予防短期入所生活介護	計画値	0	0
実績値		401	571	
実績割合		-	-	
介護予防短期入所療養介護 (老健)	計画値	0	0	
	実績値	100	118	
	実績割合	-	-	
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	計画値	0	0	
	実績値	0	0	
	実績割合	-	-	
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	計画値	0	0	
	実績値	0	0	
	実績割合	-	-	
介護予防福祉用具貸与	計画値	12,594	12,594	
	実績値	10,928	11,429	
	実績割合	86.8%	90.8%	
特定介護予防 福祉用具購入費	計画値	7769	769	
	実績値	1,366	1,162	
	実績割合	177.6%	151.0%	
介護予防住宅改修	計画値	3,923	3,923	
	実績値	5,135	4,526	
	実績割合	130.9%	115.4%	
介護予防 特定施設入居者生活介護	計画値	4,136	4,138	
	実績値	6,312	4,757	
	実績割合	152.6%	115.0%	

資料:地域包括ケア「見える化」システム

地域密着型介護予防サービスでは、「介護予防小規模多機能型居宅介護」では計画時点では利用を見込んでいませんでしたが、令和3年度に利用がありました。

また、介護予防支援は計画値を下回る状況となっておりますが、令和3年度から令和4年度にかけての利用率は伸びています。

◆介護予防給付費の計画値と実績値

単位:千円

			令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率
介護 予 防 サ ー ビ ス  地 域 密 着 型	介護予防 認知症対応型通所介護	計画値	0	0	-
		実績値	0	0	
		実績割合	-	-	
	介護予防 小規模多機能型居宅介護	計画値	0	0	0.0%
		実績値	604	0	
		実績割合	-	-	
	介護予防 認知症対応型共同生活介護	計画値	0	0	-
		実績値	0	0	
		実績割合	-	-	
介護予防支援		計画値	13,274	13,341	108.0%
		実績値	10,242	11,058	
		実績割合	77.2%	82.9%	
合計		計画値	89,290	89,943	98.1%
		実績値	83,399	81,802	
		実績割合	93.4%	90.9%	

資料:地域包括ケア「見える化」システム



## (2)介護サービスと介護予防サービスの利用回数・利用日数の状況

居宅介護サービスでは、「訪問入浴介護」「訪問看護」では計画値を上回る利用状況となっています。

### ◆介護サービス利用回数・利用日数の計画値と実績値

		単位		令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率
居宅サービス	訪問介護	(回/月)	計画値	14,734.1	14,950.1	103.1%
			実績値	13,652.0	14,070.6	
			実績割合	92.7%	94.1%	
	訪問入浴介護	(回/月)	計画値	10.0	10.0	134.7%
			実績値	12.5	16.8	
			実績割合	125.0%	168.3%	
	訪問看護	(回/月)	計画値	2,172.8	2,367.9	105.1%
			実績値	2,463.8	2,590.2	
			実績割合	113.4%	109.4%	
	訪問リハビリテーション	(回/月)	計画値	0.0	0.0	-
			実績値	0.0	34.3	
			実績割合	-	-	
通所介護	(回/月)	計画値	2,377.3	2,406.0	95.0%	
		実績値	2,118.8	2,013.7		
		実績割合	89.1%	83.7%		
通所リハビリテーション	(回/月)	計画値	1,416.6	1,431.9	97.8%	
		実績値	1,267.6	1,239.3		
		実績割合	89.5%	86.5%		
短期入所生活介護	(日/月)	計画値	690.5	720.0	108.1%	
		実績値	710.3	767.6		
		実績割合	102.9%	106.6%		
短期入所療養介護 (老健)	(日/月)	計画値	130.0	153.3	85.1%	
		実績値	127.8	108.8		
		実績割合	98.3%	71.0%		
短期入所療養介護 (病院等)	(日/月)	計画値	0.0	0.0	0.0%	
		実績値	12.5	0.0		
		実績割合	-	-		
短期入所療養介護 (介護医療院)	(日/月)	計画値	33.0	34.0	106.3%	
		実績値	33.3	35.3		
		実績割合	100.8%	103.9%		
地域密着型 サービス	地域密着型通所介護	(回/月)	計画値	782.2	786.2	88.0%
			実績値	726.8	639.8	
			実績割合	92.9%	81.4%	
	認知症対応型共通所介護	(回/月)	計画値	11.6	11.6	95.5%
			実績値	31.5	30.1	
			実績割合	271.6%	259.3%	

資料：地域包括ケア「見える化」システム

介護予防サービスについてみると、「介護予防訪問看護」は概ね計画通りの利用状況となっています。

「介護予防短期入所生活介護」「介護予防短期入所療養介護（老健）」では計画時点では利用を見込んでいませんでしたが、それぞれ利用がありました。

◆介護予防サービス利用回数・利用日数の計画値と実績値

			単位	令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率
介護 予防 サービス	介護予防訪問入浴介護	(回/月)	計画値	0.0	0.0	-
			実績値	0.0	0.0	
			実績割合	-	-	
	介護予防訪問看護	(回/月)	計画値	695.8	704.1	105.4%
			実績値	666.0	702.3	
			実績割合	95.7%	99.7%	
	介護予防 訪問リハビリテーション	(回/月)	計画値	0.0	0.0	-
			実績値	0.0	0.0	
			実績割合	-	-	
	介護予防 短期入所生活介護	(日/月)	計画値	0.0	0.0	172.0%
			実績値	4.2	7.2	
			実績割合	-	-	
	介護予防短期入所 療養介護（老健）	(日/月)	計画値	0.0	0.0	85.7%
			実績値	1.2	1.0	
			実績割合	-	-	
	介護予防短期入所 療養介護（病院等）	(日/月)	計画値	0.0	0.0	-
			実績値	0.0	0.0	
			実績割合	-	-	
介護予防短期入所 療養介護（介護医療院）	(日/月)	計画値	0.0	0.0	-	
		実績値	0.0	0.0		
		実績割合	-	-		
地域 密着型 介護 予防 サービス	介護予防 認知症対応型 共通所介護	(回/月)	計画値	0.0	0.0	-
			実績値	0.0	0.0	
			実績割合	-	-	

資料：地域包括ケア「見える化」システム

### (3)介護サービスと介護予防サービスの利用状況

介護サービスのうち居宅介護サービスについてみると、「特定施設入居者生活介護」では2割以上計画値を上回っており、反対に「居宅療養管理指導」では3割程度計画値を下回る水準で推移しています。

#### ◆介護サービス利用者の計画値と実績値

単位:人/月

		令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率	
居宅サービス	訪問介護	計画値	457.0	463.0	101.7%
		実績値	464.0	471.8	
		実績割合	101.5%	101.9%	
	訪問入浴介護	計画値	3.0	3.0	105.3%
		実績値	3.2	3.3	
		実績割合	105.6%	111.1%	
	訪問看護	計画値	210.0	215.0	108.4%
		実績値	219.7	238.2	
		実績割合	104.6%	110.8%	
	訪問リハビリテーション	計画値	0.0	0.0	-
		実績値	0.0	2.0	
		実績割合	-	-	
	居宅療養管理指導	計画値	66.0	67.0	109.2%
		実績値	42.7	46.6	
		実績割合	64.6%	69.5%	
	通所介護	計画値	266.0	269.0	98.1%
		実績値	242.1	237.6	
		実績割合	91.0%	88.3%	
	通所リハビリテーション	計画値	186.0	188.0	99.2%
		実績値	180.3	178.8	
実績割合		96.9%	95.1%		
短期入所生活介護	計画値	67.0	70.0	99.8%	
	実績値	68.8	68.6		
	実績割合	102.6%	98.0%		
短期入所療養介護 (老健)	計画値	14.0	17.0	85.2%	
	実績値	15.8	13.4		
	実績割合	112.5%	78.9%		
短期入所療養介護 (病院等)	計画値	0.0	0.0	0.0%	
	実績値	0.7	0.0		
	実績割合	-	-		
短期入所療養介護 (介護医療院)	計画値	4.0	4.0	97.3%	
	実績値	6.1	5.9		
	実績割合	152.1%	147.9%		
福祉用具貸与	計画値	464.0	472.0	105.5%	
	実績値	491.5	518.3		
	実績割合	105.9%	109.8%		
特定福祉用具購入費	計画値	10.0	10.0	93.4%	
	実績値	10.2	9.5		
	実績割合	101.7%	95.0%		
住宅改修費	計画値	7.0	7.0	98.0%	
	実績値	8.3	8.1		
	実績割合	117.9%	115.5%		
特定施設入居者生活介護	計画値	42.0	42.0	113.7%	
	実績値	50.5	57.4		
	実績割合	120.2%	136.7%		

資料:地域包括ケア「見える化」システム

地域密着サービスについてみると、「認知症対応型通所介護」では計画値の半分程度の利用状況となっており、「地域密着型特定施設入居者生活介護」は計画値の2倍の利用状況となっています。

施設サービスでは、「介護老人保健施設」において令和3年度から令和4年度にかけて利用者数が減少となっています。

居宅介護支援については、おおむね計画値通りの利用状況となっています。

◆介護サービス利用者の計画値と実績値

単位:人/月

		令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	計画値	0.0	0.0	-
		実績値	0.0	0.0	
		実績割合	-	-	
	夜間対応型訪問介護	計画値	0.0	0.0	-
		実績値	0.0	0.0	
		実績割合	-	-	
	地域密着型通所介護	計画値	76.0	76.0	93.8%
		実績値	71.5	67.1	
		実績割合	94.1%	88.3%	
	認知症対応型通所介護	計画値	4.0	4.0	104.3%
		実績値	1.0	2.0	
		実績割合	47.9%	50.0%	
	小規模多機能型居宅介護	計画値	14.0	15.0	120.6%
		実績値	11.8	14.2	
		実績割合	83.9%	94.4%	
認知症対応型共同生活介護	計画値	27.0	27.0	92.0%	
	実績値	24.1	22.2		
	実績割合	89.2%	82.1%		
地域密着型特定施設入居者生活介護	計画値	1.0	1.0	100.0%	
	実績値	2.0	2.0		
	実績割合	200.0%	200.0%		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	計画値	0.0	0.0	-	
	実績値	0.0	0.0		
	実績割合	-	-		
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	0.0	0.0	-	
	実績値	0.0	0.0		
	実績割合	-	-		
施設サービス	介護老人福祉施設	計画値	166.0	166.0	102.6%
		実績値	152.4	156.4	
		実績割合	91.8%	94.2%	
	介護老人保健施設	計画値	132.0	132.0	87.6%
		実績値	126.0	110.4	
		実績割合	95.5%	83.6%	
	介護医療院	計画値	30.0	30.0	109.4%
		実績値	28.4	31.1	
		実績割合	94.7%	103.6%	
	介護療養型医療施設	計画値	0.0	0.0	0.0%
		実績値	0.3	0.0	
		実績割合	-	-	
居宅介護支援	計画値	768.0	779.0	101.6%	
	実績値	748.7	760.8		
	実績割合	97.5%	97.7%		

資料:地域包括ケア「見える化」システム

介護予防サービスについてみると、「介護予防居宅療養管理指導」において、計画を上回る利用者数となっています。

◆介護予防サービス利用者の計画値と実績値

単位:人/月

		令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防訪問入浴介護	計画値	0.0	0.0
		実績値	0.0	0.0
		実績割合	-	-
	介護予防訪問看護	計画値	73.0	74.0
		実績値	65.3	74.1
		実績割合	89.5%	100.1%
	介護予防 訪問リハビリテーション	計画値	0.0	0.0
		実績値	0.0	0.0
		実績割合	-	-
	介護予防居宅療養管理指導	計画値	1.0	1.0
		実績値	2.2	1.5
		実績割合	216.7%	150.0%
	介護予防 通所リハビリテーション	計画値	79.0	79.0
		実績値	63.8	62.1
		実績割合	80.7%	78.6%
	介護予防短期入所生活介護	計画値	0.0	0.0
実績値		0.8	1.1	
実績割合		-	-	
介護予防短期入所療養介護 (老健)	計画値	0.0	0.0	
	実績値	0.3	0.3	
	実績割合	-	-	
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	計画値	0.0	0.0	
	実績値	0.0	0.0	
	実績割合	-	-	
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	計画値	0.0	0.0	
	実績値	0.0	0.0	
	実績割合	-	-	
介護予防福祉用具貸与	計画値	146.0	146.0	
	実績値	126.4	129.8	
	実績割合	86.6%	88.9%	
特定介護予防 福祉用具購入費	計画値	3.0	3.0	
	実績値	4.3	3.1	
	実績割合	141.7%	102.8%	
介護予防住宅改修	計画値	4.0	4.0	
	実績値	5.1	5.3	
	実績割合	127.1%	133.3%	
介護予防 特定施設入居者生活介護	計画値	5.0	5.0	
	実績値	7.2	5.3	
	実績割合	143.3%	105.0%	

資料:地域包括ケア「見える化」システム

地域密着型介護予防サービスでは、「介護予防小規模多機能型居宅介護」では計画時点では利用を見込んでいませんでしたが、令和3年度に利用がみられました。

介護予防支援の利用者数は増加しているものの、計画値を下回る実績となっています。

◆介護予防サービス利用者の計画値と実績値

単位:人/月

			令和3年度	令和4年度	R3→R4の伸び率
介護 予防 サービス 地域密着型	介護予防 認知症対応型通所介護	計画値	0.0	0.0	-
		実績値	0.0	0.0	
		実績割合	-	-	
	介護予防 小規模多機能型居宅介護	計画値	0.0	0.0	0.0%
		実績値	1.0	0.0	
		実績割合	-	-	
	介護予防 認知症対応型共同生活介護	計画値	0.0	0.0	-
		実績値	0.0	0.0	
		実績割合	-	-	
介護予防支援		計画値	224.0	225.0	106.9%
		実績値	189.0	202.0	
		実績割合	84.4%	89.8%	

資料:地域包括ケア「見える化」システム

### 3節 アンケート調査からみる白浜町の現状

#### 1. 日常生活圏域ニーズ調査

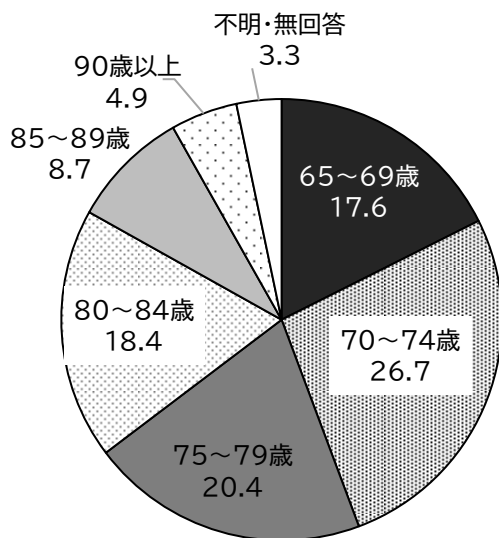
##### (1) 年齢・居住地域

回答者の年齢は「70～74歳」が26.7%と最も高く、次いで「75～79歳」が20.4%、「80～84歳」が18.4%となっています。

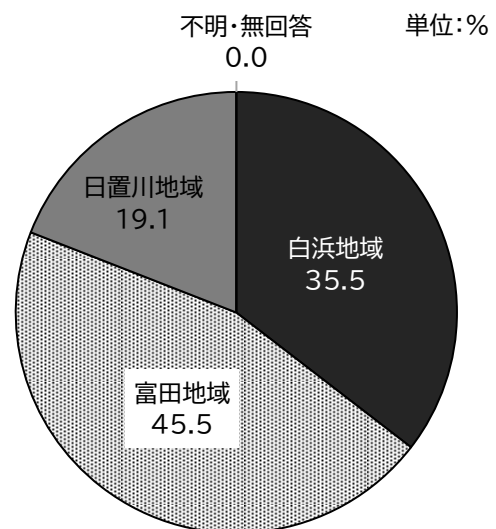
居住地域は「富田地域」が45.5%と最も高く、次いで「白浜地域」が35.5%、「日置川地域」が19.1%となっています。

居住地域別の年齢層は、富田地域では「前期高齢者」の割合が他の地域よりも比較的高く、白浜地域では「後期高齢者」の割合が高くなっています。

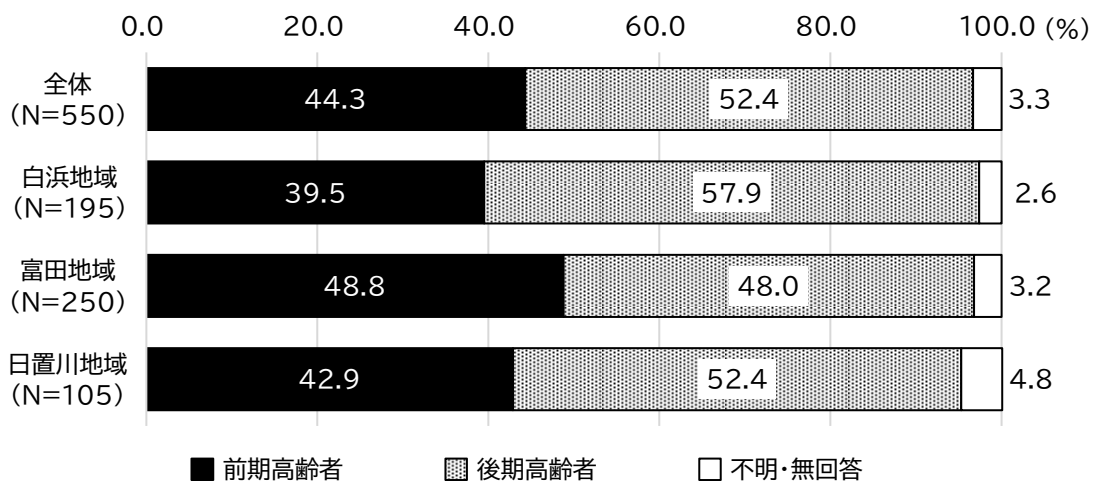
◆年齢



◆居住地域



◆居住地域別にみる回答者の年齢層

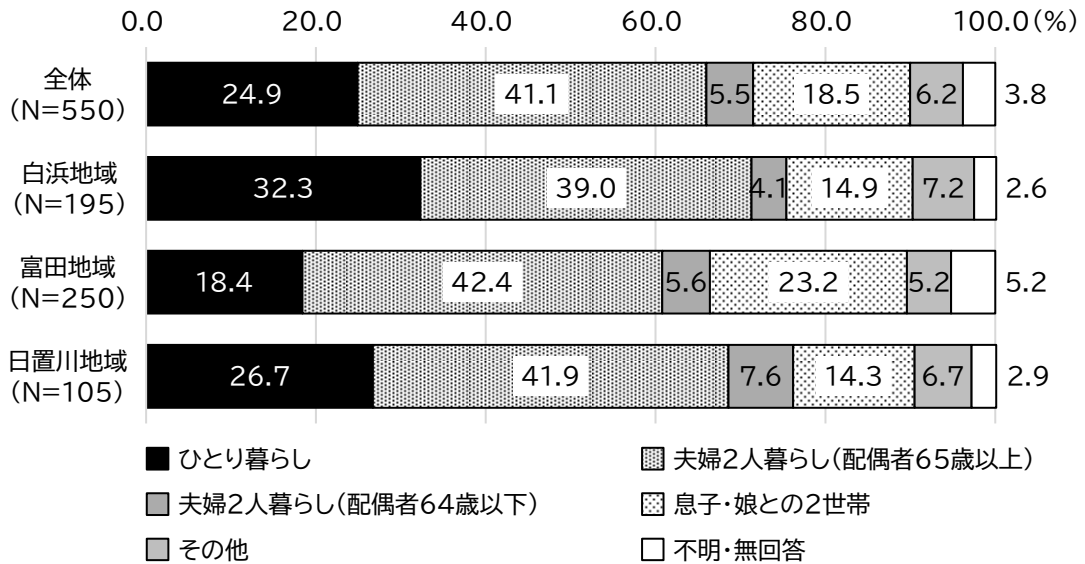


## (2)世帯構成

町内全体では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が41.1%と最も高く、次いで「ひとり暮らし」が24.9%、「息子・娘との2世帯」が18.5%となっています。

居住地域別でみると、白浜地域では「ひとり暮らし」の割合が、富田地域、日置川地域では「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が比較的高くなっています。

### ◆居住地域別にみる回答者の年齢層



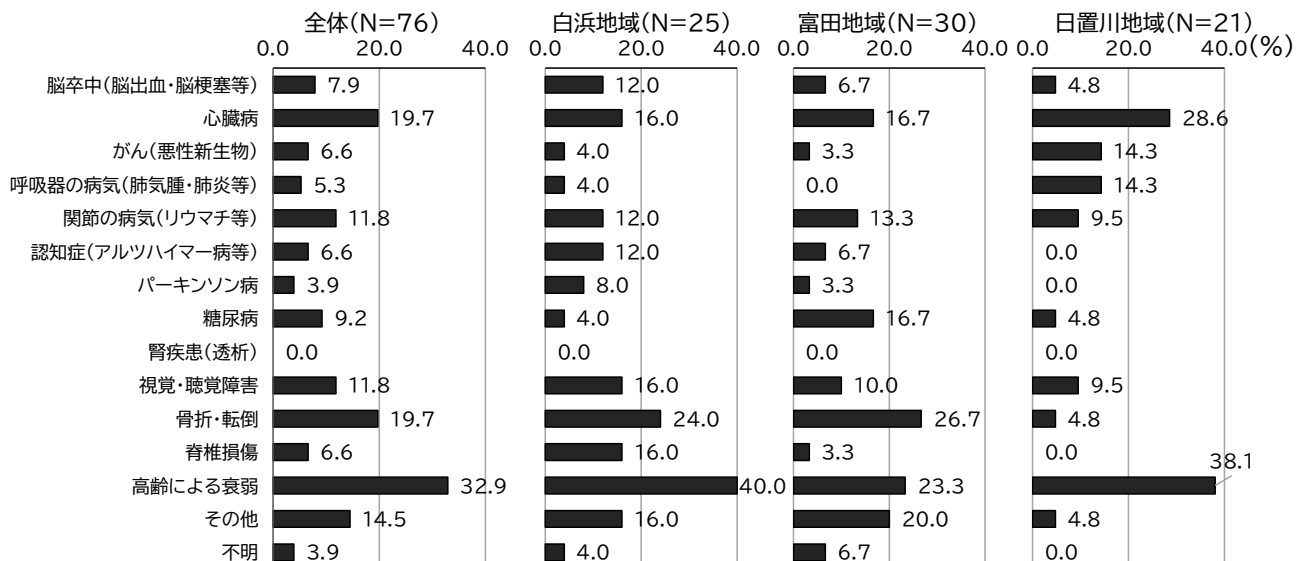
## (3)介護が必要になった主な原因

介護が必要になった主な原因は、町内全体では「高齢による衰弱」が32.9%となっており、「心臓病」「骨折・転倒」がともに19.7%となっています。

居住地域別にみると、白浜地域と日置川地域では「高齢による衰弱」が、富田地域では「骨折・転倒」がそれぞれ高い割合となっています。

### ◆居住地域別にみる介護が必要になった原因

※「不明・無回答」は除く





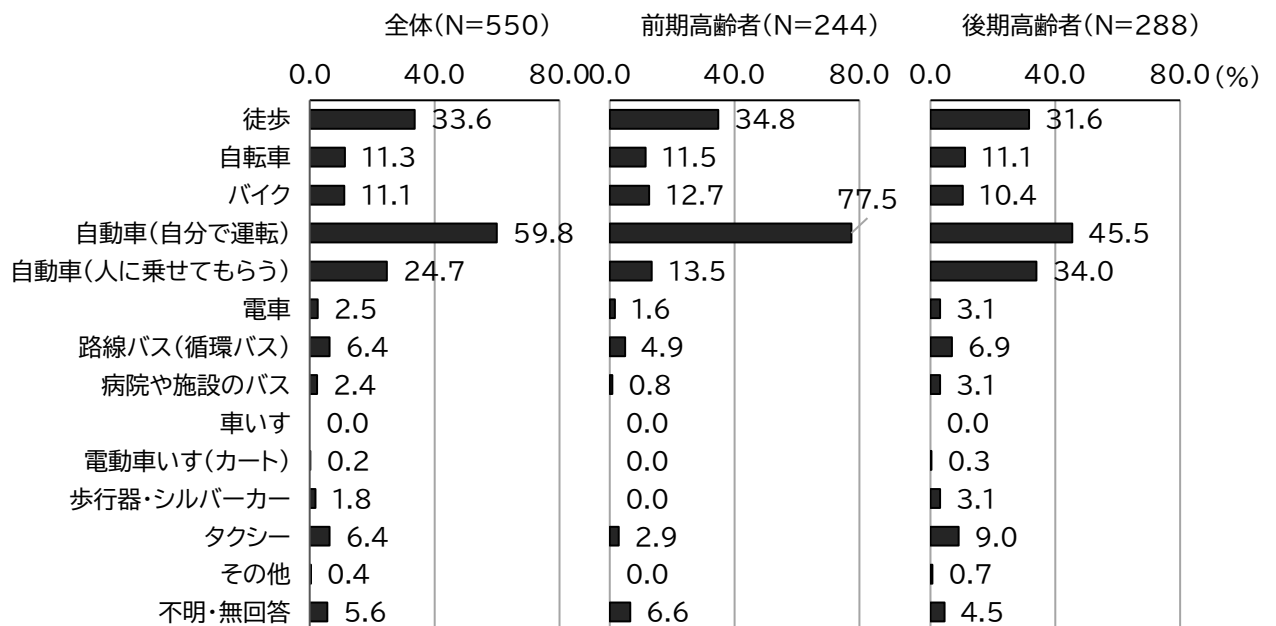
#### (4)主な交通手段

主な交通手段について、町内全体では「自動車（自分で運転）」が59.8%と最も高く、次いで「徒歩」が33.6%、「自動車（人に乗せてもらう）」が24.7%となっています。

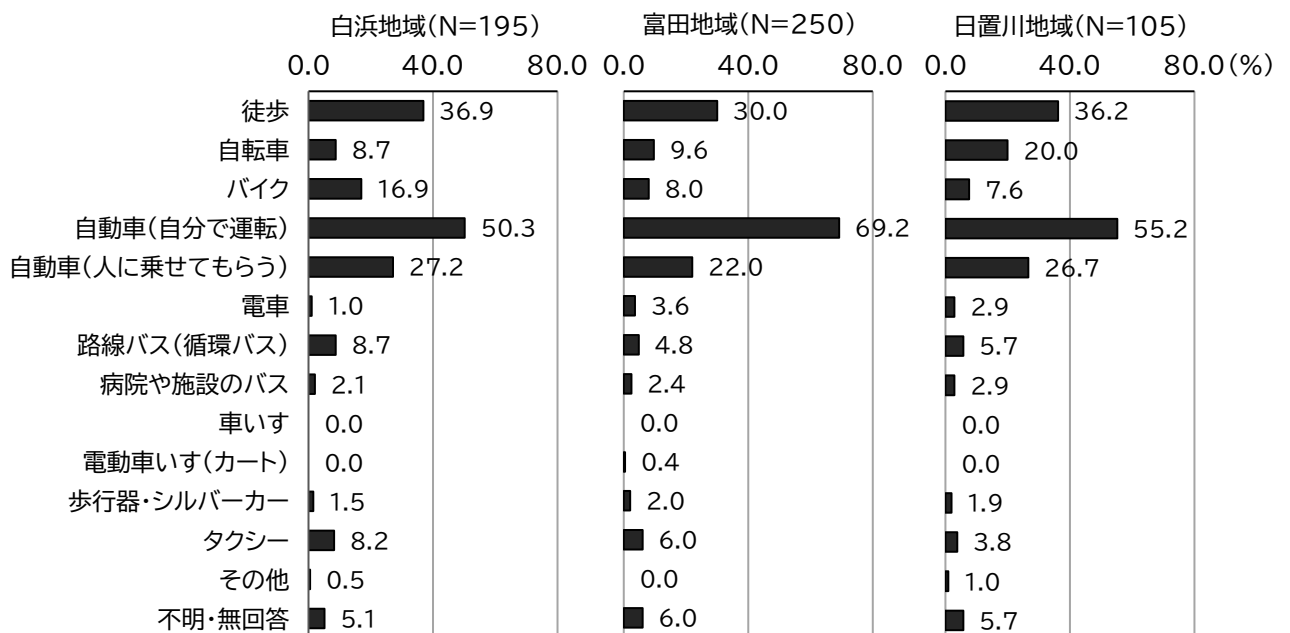
年齢層別でみると、前期高齢者では「自動車（自分で運転）」が7割台と半数以上の方が自動車を運転しており、後期高齢者では「自動車（自分で運転）」が4割台と半減し、「自動車（人に乗せてもらう）」の割合が34.0%となっています。

居住地域別でみると、白浜地域では「バイク」が、富田地域では「自動車（自分で運転）」、日置川地域では「自転車」がそれぞれ他の地域より高くなっています。

#### ◆年齢層別にみる主な交通手段



#### ◆居住地域別にみる主な交通手段



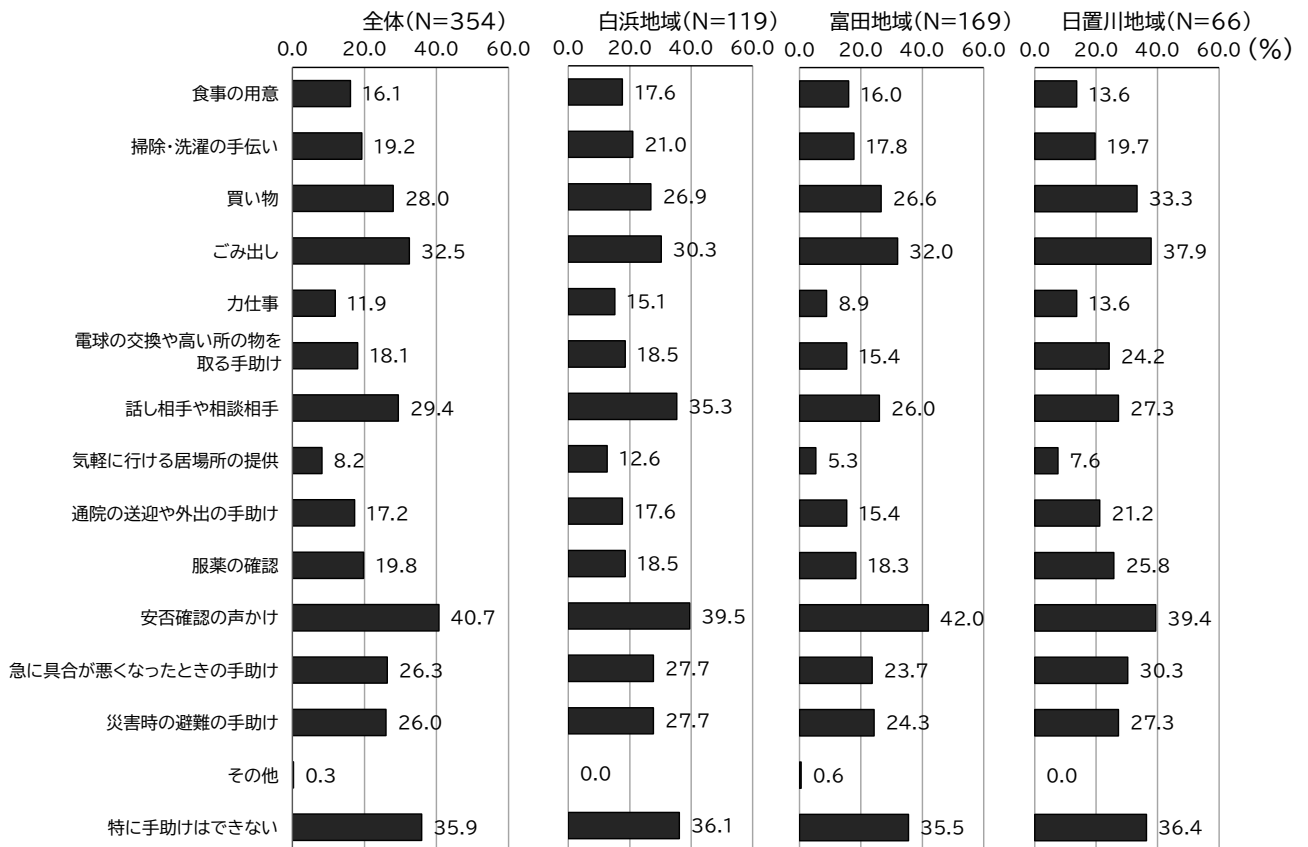
## (5)高齢者に対してできること

高齢者に対してできることについてみると、町内全体では「安否確認の声かけ」が40.7%と最も高く、次いで「特に手助けはできない」が35.9%、「ごみ出し」が32.5%となっています。

居住地域別でみると、いずれの地域でも「安否確認の声かけ」がそれぞれ最も高くなっています。また、白浜地域では「話し相手や相談相手」が高い割合となっており、町全体と比較して5.9ポイント高くなっています。

### ◆居住地域別にみる高齢者に対してできること

※「不明・無回答」は除く



## (6)現在治療中または後遺症のある病気

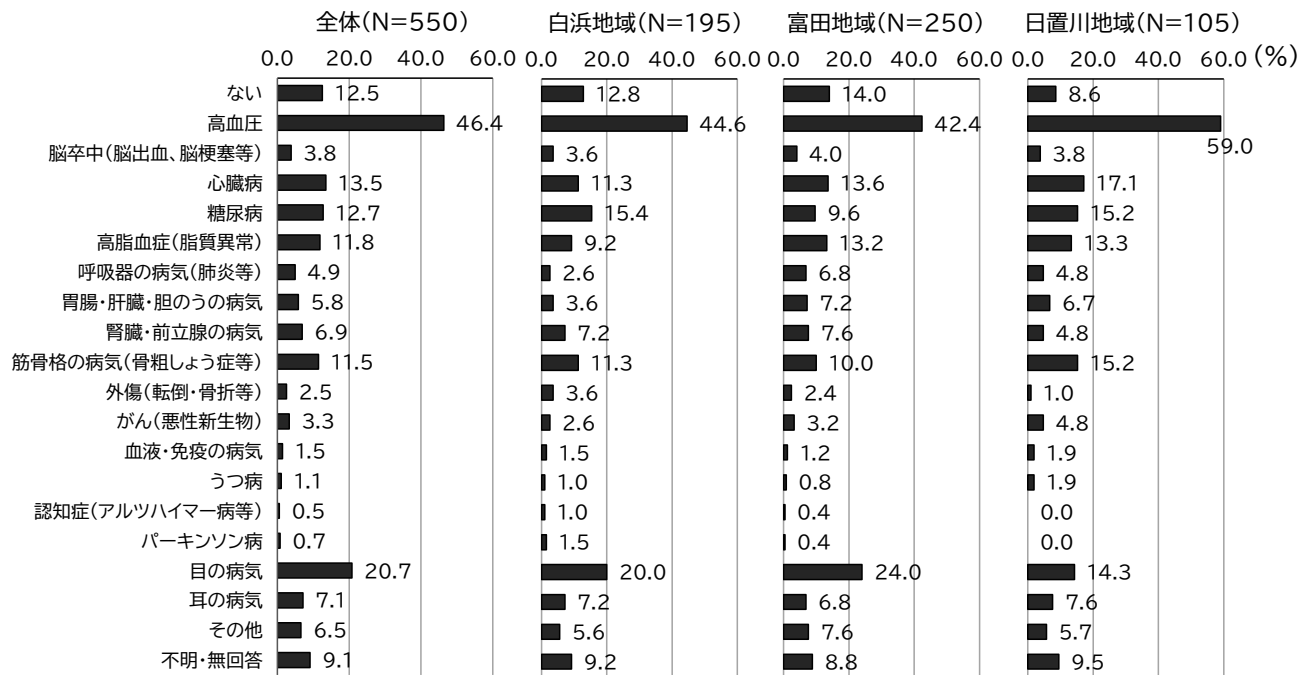
治療中・後遺症のある病気について、町内全体では「高血圧」が46.4%と最も高く、次いで「目の病気」が20.7%、「心臓病」が13.5%となっています。

居住地域別でみると、白浜地域では概ね町全体と同様の傾向となっています。

富田地域では「高血圧」「糖尿病」の割合が他の地域よりも低くなっています。

日置川地域では「高血圧」の割合が他の地域よりも高い水準となっています。

### ◆居住地域別にみる治療中・後遺症のある病気



※上記グラフに記載の選択肢について、調査票では「呼吸器の病気(肺炎等)」は「呼吸器の病気(肺炎や気管支炎等)」、「筋骨格の病気(骨粗しょう症等)」は「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」ですが、掲載にあたって省略しています。

## (7)介護予防に関して、関心のある事項

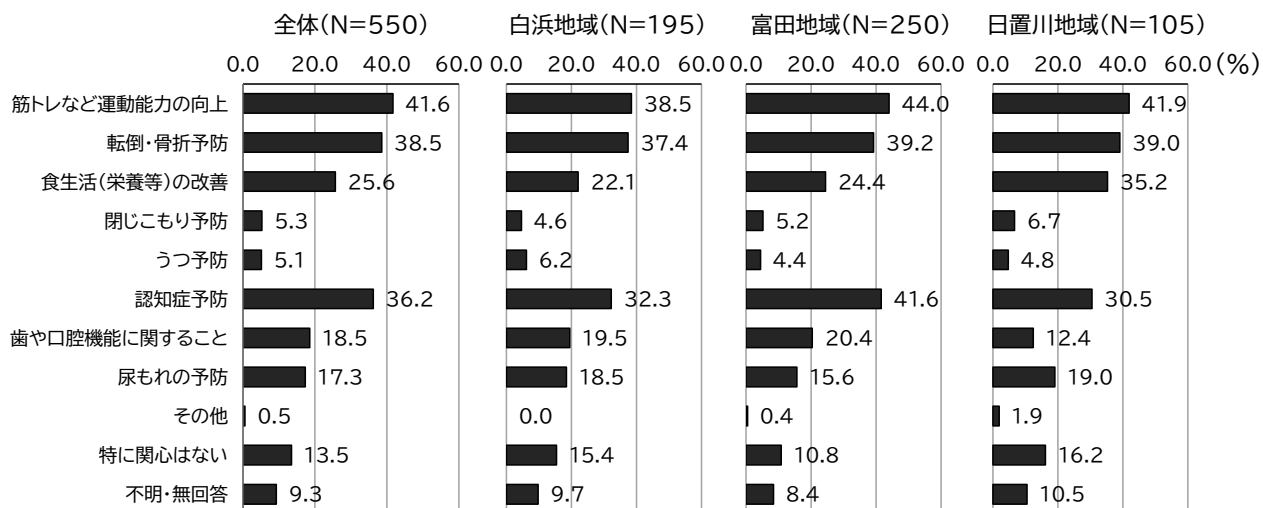
介護予防に関して、関心のある事項について、町内全体では「筋トレなど運動能力の向上」が41.6%と最も高く、次いで「転倒・骨折予防」が38.5%、「認知症予防」が36.2%となっています。

居住地域別でみると、地域によらず「筋トレなど運動能力の向上」「転倒・骨折予防」「食生活（栄養等）の改善」「認知症予防」の割合が高くなっています。特に富田地域では「認知症予防」が日置川地域では「食生活（栄養等）の改善」の割合がそれぞれ他の地域よりも高くなっています。

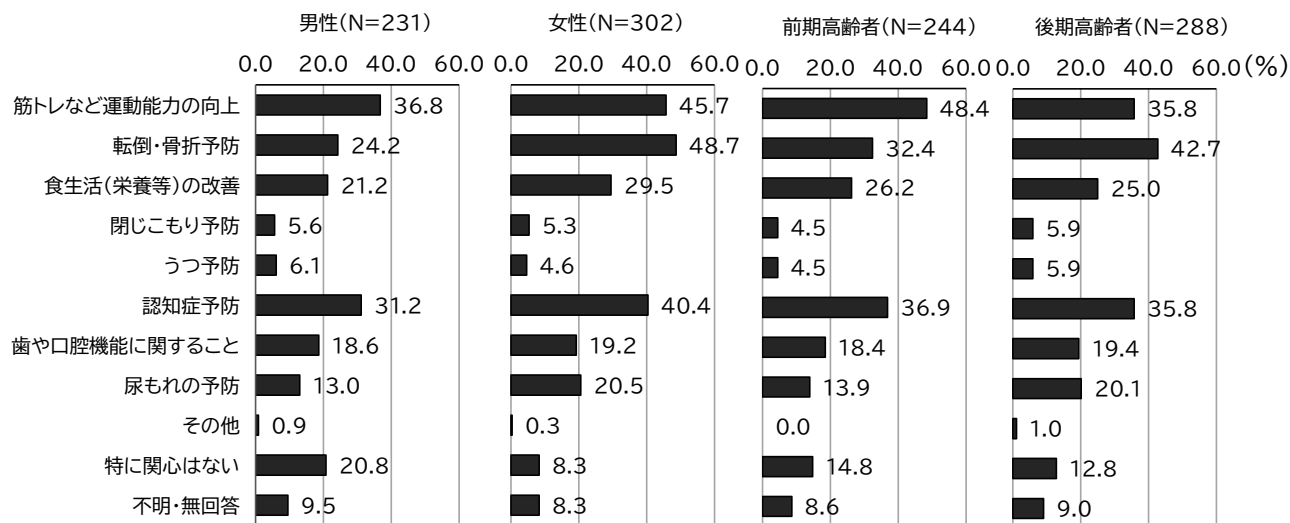
男女別では女性の方が男性よりも関心が高い割合が高く、特に「筋トレなど運動能力の向上」「転倒・骨折予防」「認知症予防」では高い割合となっています。

年齢層別では、年齢層によらず「筋トレなど運動能力の向上」「転倒・骨折予防」「食生活（栄養等）の改善」「認知症予防」の割合が高くなっていますが、前期高齢者では「筋トレなど運動能力の向上」が最も高く、後期高齢者では「転倒・骨折予防」の割合が最も高くなっています。

### ◆居住地域別にみる介護予防に関して、関心のある事項



### ◆性別・年齢層別にみる介護予防に関して、関心のある事項



## 2. 在宅介護実態調査

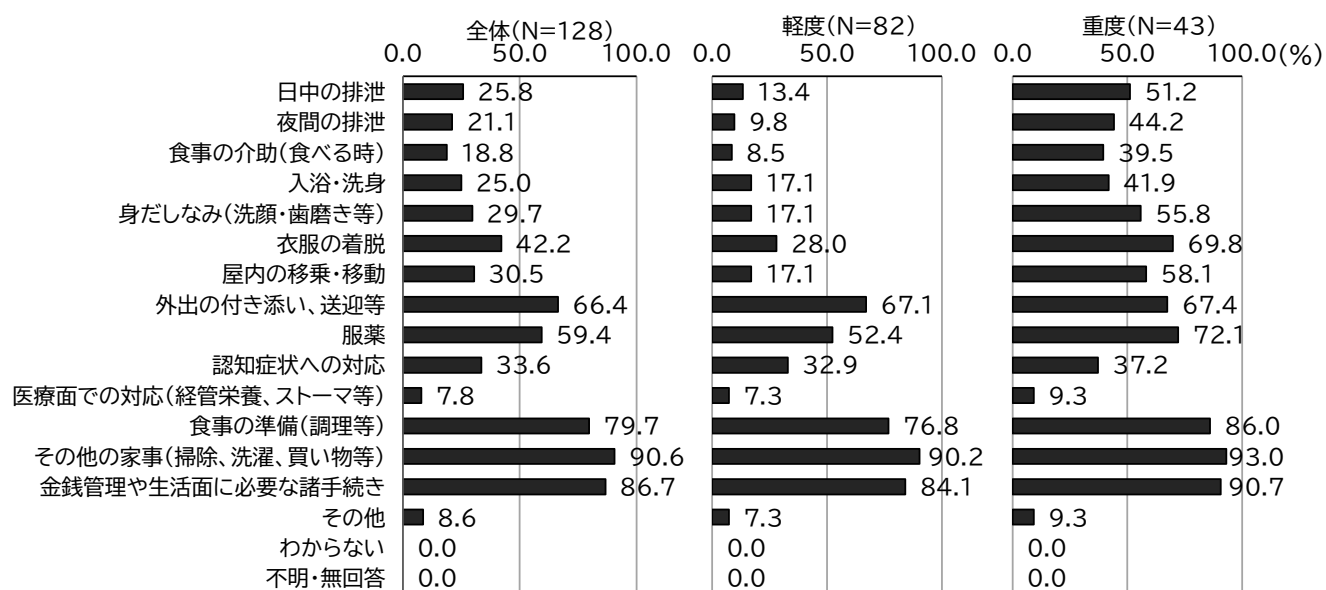
### (1) 主な介護者が行っている介護等(主な介護者対象設問)

主な介護者が行っている介護等について、町内全体では「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が90.6%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が86.7%、「食事の準備（調理等）」が79.7%となっています。

介護度別にみると、軽度・重度に関わらず「外出の付き添い、送迎等」「服薬」「食事の準備（調理等）」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」の項目において過半数の割合を占めています。

また、重度の方は「日中の排泄」「夜間の排泄」「食事の介助（食べる時）」「入浴・洗身」「身だしなみ（洗顔・歯磨き等）」「衣服の着脱」「屋内の移乗・移動」の項目で割合が高くなっています。

#### ◆介護度別にみる主な介護者が行っている介護等



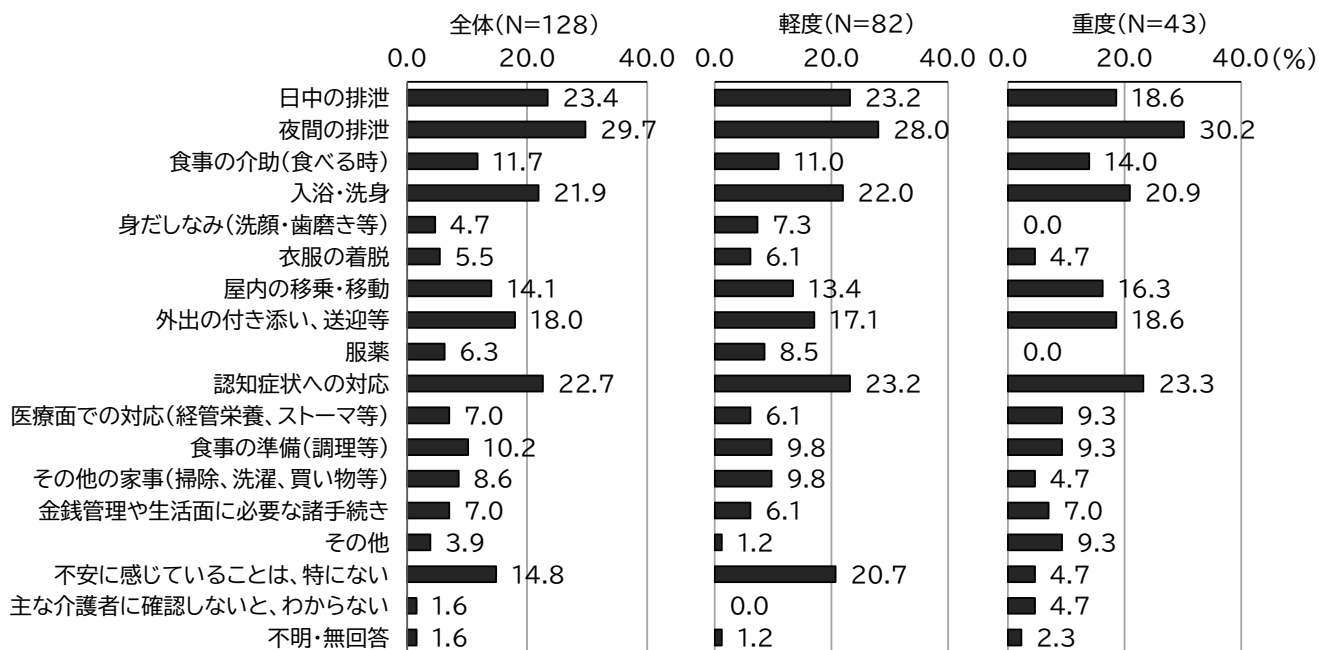
※要介護1・要介護2を「軽度」、要介護3～5を「重度」として分類しています。

## (2)生活の継続にあたって不安を感じる介護等(主な介護者対象設問)

生活の継続にあたって不安を感じる介護等について、町内全体では「夜間の排泄」が29.7%と最も高く、次いで「日中の排泄」が23.4%、「認知症状への対応」が22.7%となっています。

介護度別にみると、軽度では重度と比較して「夜間の排泄」が30.2%、「食事の介助（食べる時）」が14.0%、「屋内の移乗・移動」が16.3%、「外出の付き添い、送迎等」が18.6%、「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」が9.3%と重度の方がそれぞれ高い割合となっています。

### ◆介護度別にみる生活の継続にあたって不安を感じる介護等



### (3)今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(本人対象設問)

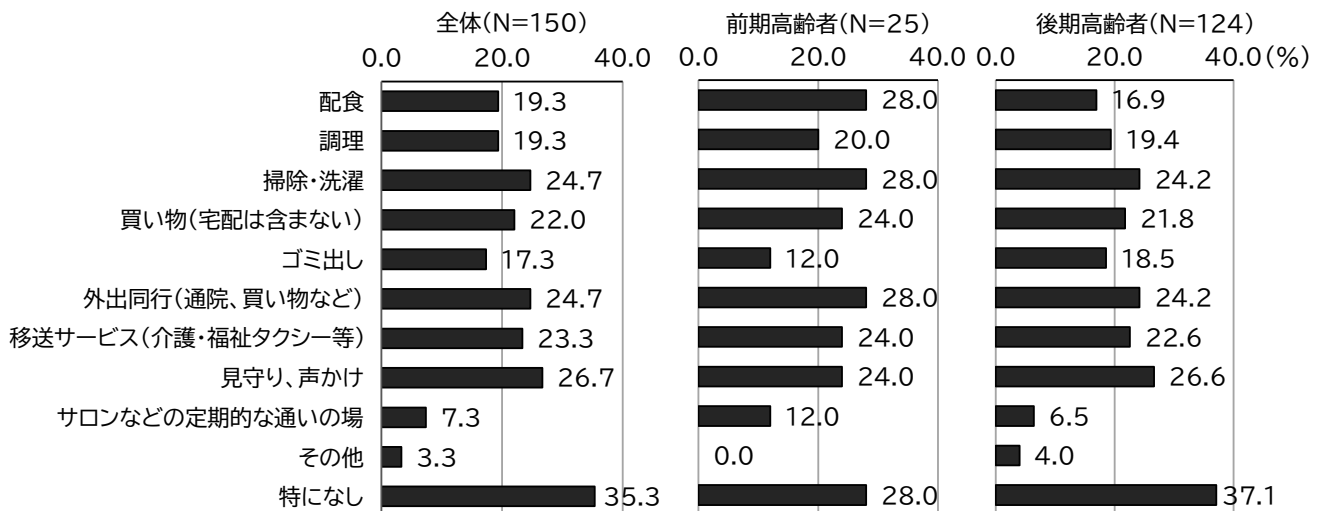
在宅生活を継続するため必要なサービスについて、町内全体では「見守り、声かけ」が26.7%、「掃除・洗濯」「外出同行(通院、買い物など)」がそれぞれ24.7%となっています。

年齢層別にみると、前期高齢者では「配食」「掃除・洗濯」「外出同行(通院、買い物など)」がそれぞれ高くなっており、後期高齢者では「見守り、声かけ」が最も高くなっています。

居住地域別でみると、白浜地域では「移送サービス」が3割台となっており、富田地域では「買い物」「外出同行」が3割台、日置川地域では「掃除・洗濯」が3割台となっています。

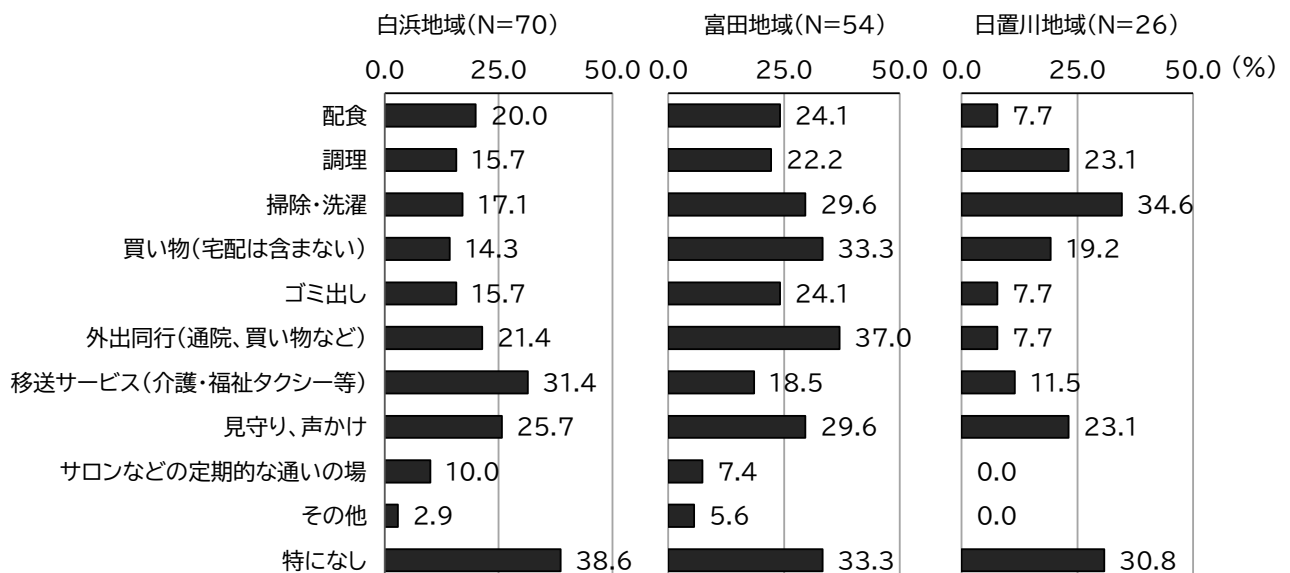
#### ◆年齢層別にみる在宅生活を継続するために必要なサービス

※「不明・無回答」は除く



#### ◆居住地域別にみる在宅生活を継続するために必要なサービス

※「不明・無回答」は除く



## 4節 白浜町の課題のまとめ

---

### 1. 地域包括ケア体制の深化、推進

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、住まい・医療・介護・福祉・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加等、生活課題が多種多様化している中で、地域のニーズを的確にとらえ、地域の自主性や主体性を活かしながら、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを推進していくことが重要となります。

### 2. 生きがいづくり、健康づくり、介護予防の推進

健康寿命を延伸し、高齢期に活力ある生活を送ることができるよう、栄養、食生活の改善、健康づくり活動の拡大等に取り組むとともに、利用者の状態に合わせた適切な介護予防プログラムの提供、機能強化に取り組んでいく必要があります。また、身近な地域における通いの場等を充実させ、高齢者の社会参加を推進し、生きがいをもって暮らし続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

### 3. 認知症施策の推進

後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加していくことが予想されます。認知症となっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住民に対して認知症に対する正しい知識や接し方等について理解を深めていく必要があります。また、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるまちづくりを目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」に取り組んでいくことが重要です。

### 4. 社会資源の充足

少子高齢化の進行等に伴い、介護人材の不足、交通手段の確保や生活後退といった高齢者のもつ課題が深刻化することが予想される中、介護保険によるサービスの枠組みの中だけで考えるのではなく、住民参加の活動や多様な主体による多様なサービスの提供体制を確保するなど、社会資源の充足を図りつつ、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。

### 5. 地域福祉の充実

少子高齢化や核家族化等により、住民同士のつながりが希薄化しており、単身世帯や高齢者のみの世帯が増え、住民同士が関わりをもつことができるような場への参加が難しい状況となっています。住民同士が協力して、お互いに助け合い、支え合える関係をつくり、孤独・孤立を生まないために、住民同士が世代や背景を超えてつながる、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

### 6. 介護給付の適正化

高齢化の進展によりさらなる介護サービス利用の増加が見込まれていますが、過剰なサービスや不適切なサービス提供といった問題が全国的に存在しています。介護保険制度の公平性、持続可能性を確保するために、受給者を適正に認定し、受給者が必要とするサービスが過不足なく提供されるよう、要介護認定の適正化、ケアプランチェック等によるケアプランの質の向上及び給付の適正化を図る必要があります。



## 第 3 章 計画の基本的な考え方

### 1節 計画の基本理念

# ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま

これまで、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年、現役世代が激減するとされている令和22年を見据えた長期的視点を持った計画として、「ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま」を基本理念に掲げ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができる地域づくりを進めてきました。本計画期間中に令和7年を迎え、さらに高まる介護ニーズや介護人材不足等に対応した持続可能な介護保険事業の運営が求められています。

白浜町では第2次白浜町長期総合計画に基づき誰もが“住みたい”“住み続けたい”“住んで良かった”と感じられるような魅力的なまちづくりのために、人の「輝き」、日常の「やすらぎ」、地域や世代をこえた「交流」を重要なキーワードとして掲げ、まちづくりを推進しています。

高齢者一人ひとりが健康で元気な生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムをさらに地域の特性に適したかたちへと深化を図り、生きがいをもった生活を送ることができるよう、地域のつながりの構築や社会参加の促進、高齢者福祉の充実を図るとともに、福祉意識の向上に努めていくことが重要となります。

これらの考えを踏まえ、引き続き「ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま」を基本理念として設定します。



## 2節 計画の基本目標

基本理念である「ともに支え合い、いきいきと 元気に暮らし続けられるまち しらはま」の実現に向けて、以下の3つを基本目標と位置づけ、計画を推進します。

### 基本目標1 健やかに暮らし続けられるまちづくり

高齢者が自立・充実した毎日を過ごすためには、日頃の健康づくりが必要不可欠です。各種検診や保健事業、市民の主体的な取組の促進等を通じ、健康づくりの推進と健康寿命の延伸を図ります。また、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等と連携・協力のもと、栄養・食生活の改善、身近な地域での主体的な健康づくり活動の拡大に取り組みます。

健康づくり・介護予防、就労、ボランティア活動、生涯学習等を通じて地域社会と関わり、貢献できる場を提供することで高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

さらに、高齢者の生活機能を維持向上していくため、地域支援事業等を効果的に実施することにより、高齢者の状態に応じた介護予防サービスの推進を図ります。

### 基本目標2 安心して暮らし続けられるまちづくり

住み慣れた地域の中で生活状況にあった住まいが確保され、安全な環境の中で必要な生活支援を受けながら個人の尊厳が確保されることが、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために重要となります。

そのため、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、住まい・医療・介護・福祉・介護予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

県や西牟婁圏域をはじめとする近隣市町と連携して在宅医療の充実や介護連携を図るとともに、介護人材の育成と確保に取り組みます。

地域における高齢者の居場所づくりや交流・活動機会の確保、支援や相談体制の充実等の取組を通じ、社会参加の場づくりとネットワーク化を図るとともに、こうした高齢者の活動や支援を促進するため、生活支援コーディネーターの活用を図ります。

また、高齢者が安心して暮らせるよう、多様な住まいの場の確保、日用品等が身近なところで求められる環境整備や移手段の確保、居住環境の充実を図ります。

高齢者自身の尊厳ある暮らしを守るため、社会福祉協議会等と協働し、認知症高齢者への支援、消費者被害防止の啓発・救済措置、高齢者の虐待防止、成年後見制度等の各種制度の利用促進を図り、高齢者の尊厳を守る取組を推進します。

### 基本目標3 生きがいをもてるまちづくり

日々の生きがいを持ち、豊かな人生を送るためには、健康増進や介護予防、生涯学習、就労等、自宅の外で行われる様々な活動に参加し、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組むことが大切です。

また、高齢者がこれまでの経験と知識を活かし、就労的活動やボランティア活動等を通して社会参加を促進することは地域の活性化にもつながることから、各種事業や世代間の交流の場の創出と機会づくりに取り組むなど、高齢者がいきいきと生きがいをもって心豊かに暮らせるまちづくりを目指します。

## 3節 計画の施策体系

---

### 施策1. 健康づくりと介護予防の推進

高齢期をいきいきと健やかに過ごすためには、生活習慣病等の疾病予防や加齢とともに心身の活力が低下するフレイル（健康な状態から介護が必要な状態に移行する中間の段階）を予防し、健康で長生きすることが重要な課題であり、健康寿命を延伸するための取組が必要です。

そのため、栄養・食生活の改善、身近な地域での主体的な健康づくり活動の拡大に取り組むとともに、各種健康診査やがん検診については、受診勧奨や受診しやすい体制づくり等により受診率向上を目指すとともに、疾病等の早期発見と早期治療に努めます。

また、介護予防への理解を深め主体的に取り組めるよう、制度の利用や事業への参加による介護予防効果について周知を図るとともに、高齢者の健康増進・介護予防に対する多様なニーズに対応した事業を展開します。

さらに、介護・医療・健診結果等を共有しながら、健康づくりに関する保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。

### 施策2. 安心して暮らせる環境の整備

住み慣れた地域の中で生活状況にあった住まいが確保され、安全な環境の中で必要な生活支援を受けながら個人の尊厳が確保されることが、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために重要となります。

そのため、地域における高齢者の居場所づくりや交流・活動機会の確保、支援や相談体制の充実等の取組を通じ、社会参加の場づくりとネットワーク化を図ります。

また、高齢者が安心して暮らせるよう、多様な住まいの場の確保、日用品等が身近なところで求められる環境整備や移動手段の確保、居住環境の充実を図るとともに、災害や感染症、犯罪等から高齢者を守る安全・安心を感じられる地域づくりを推進します。さらに、高齢者虐待防止や成年後見制度等の各種制度の利用促進を図り、高齢者の尊厳を守る取組を充実させます。

### 施策3. 地域包括ケアシステムの充実に向けた取組

地域に生きる一人ひとりが尊重され、社会とつながり、社会に参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたり、理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要です。

そのため、介護予防マネジメントや相談支援、地域ケア会議を通じたネットワークづくりや課題解決等、地域包括支援センター機能の充実を図ります。

また、地域における医療・介護の関係者等による連携体制の構築や、多様な介護人材の確保、業務効率化等を通じ、効果的な多職種の連携を図ります。

さらに、地域コミュニティをはじめ、医療・介護・福祉・保健等の専門機関、高齢者に関わる機関・関係者が連携する支え合いの仕組みづくりを図ります。

#### 施策4. 地域における自立した日常生活の支援

地域の中で居場所をみつけ、役割を持ち、必要とされていることや生きがいを実感できるよう、地域で行われている活動を含め、高齢者の社会参加に対する潜在的なニーズに十分に応えていくため、生活支援コーディネーターや関係団体等と連携・協働して高齢者の積極的な社会参加のきっかけづくりや高齢者が活躍しやすい地域づくりを推進します。

#### 施策5. 介護保険事業の適正運営

介護給付の適正化に向けて、①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③縦覧点検・医療情報との突合を計画的に実施し、適切かつ効果的なサービスを提供し、介護保険制度の信頼性の向上や持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。

#### 施策6. 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が豊かな経験や知識・技能を生かし、地域でいきいきとした生活を送れるように、身近な地域でのボランティア活動をはじめ地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通して情報発信を行います。

また、元気で働く意欲のある高齢者のニーズに対応するため、シルバー人材センターが行う活動を支援するとともに、学習団体・サークルの活動支援や育成を行い、生涯学習・生涯スポーツへの参加を促進します。



## 4節 計画の施策体系図

基本理念	基本目標	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">元気に暮らし続けられるまち さらには ともに支え合い、いきいきと</p>	<p><b>基本目標1</b></p> <p>健やかに 暮らし続けられる まちづくり</p>	<p><b>施策1</b>健康づくりと介護予防の推進</p> <p>(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p>
	<p><b>基本目標2</b></p> <p>安心して 暮らし続けられる まちづくり</p>	<p><b>施策2</b>安心して暮らせる環境の整備</p> <p>(1) 日常生活支援の推進 (2) 地域福祉活動の推進 (3) 高齢者の権利擁護の推進 (4) 防犯・防災等対策の推進 (5) 福祉施設サービス等の充実</p> <p><b>施策3</b>地域包括ケアシステムの充実に向けた取組</p> <p>(1) 地域包括支援センターの機能強化 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 認知症施策の推進</p> <p><b>施策4</b>地域における自立した日常生活の支援</p> <p>(1) 生活支援体制整備事業</p> <p><b>施策5</b>介護保険事業の適正運営</p> <p>(1) 給付適正化の推進</p>
	<p><b>基本目標3</b></p> <p>生きがいをもてる まちづくり</p>	<p><b>施策6</b>生きがいづくりと社会参加の促進</p> <p>(1) 生涯学習・生涯スポーツの充実と参加促進 (2) 高齢者の社会参加の促進</p>

## 第 4 章 施策の展開

### 基本目標1 健やかに暮らし続けられるまちづくり

---

#### 施策1. 健康づくりと介護予防の推進

##### (1)健康づくりの推進

###### ①特定健康診査・特定保健指導

担当課：住民保健課

国民健康保険加入者を対象に特定健康診査の実施や、生活習慣病の改善が必要となる対象者に保健指導を行うことで、生活習慣病の予防及び重症化予防に取り組みます。また、健診未受診者に対する受診勧奨資材の送付や、特に 40～50 代の若年層を中心に直接電話による勧奨を行うなど、受診率の向上に努めます。

###### ②歩く歩く白浜ウォーキング

担当課：住民保健課

効果的なウォーキング方法を身につけ、自らの健康を考えて自主的に運動することで、健康を維持・増進し生活習慣病の予防を推進します。

ウォーキングに必要なストレッチ講座やウォーキング大会等を実施します。

###### ③各種がん検診

担当課：住民保健課

がんの早期発見、適切な治療が行えるよう、胃・大腸・肺・子宮・乳のがん検診及び肝炎ウイルス検診を実施します。また、各種がんの発症率の高い属性の方に対し、受診勧奨を行います。

###### ④健康相談

担当課：住民保健課

健康や栄養に関する相談に面談や電話で応じ、指導や助言を行います。

###### ⑤まちかど健康相談

担当課：住民保健課

町内のイベントや学校行事等の開催に合わせて健康相談の機会を設け、特定健康診査等の受診勧奨を行います。

###### ⑥健康づくり講演会

担当課：住民保健課

町内の各種団体向けに医師・理学療法士・栄養士等による講演会を開催し、特定健康診査の受診勧奨を行います。また、学校や PTA 等の協力のもと、若年層に対する健康づくりへの意識向上を図ります。

###### ⑦健康教育

担当課：住民保健課

健診等の結果や、住民の健康状態の傾向を参考にテーマを決定し、住民の関心の高い教室内容となるよう工夫することで、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図ります。

⑧高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

担当課：住民保健課

高齢者が地域で健康的な生活を送ることができるよう、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

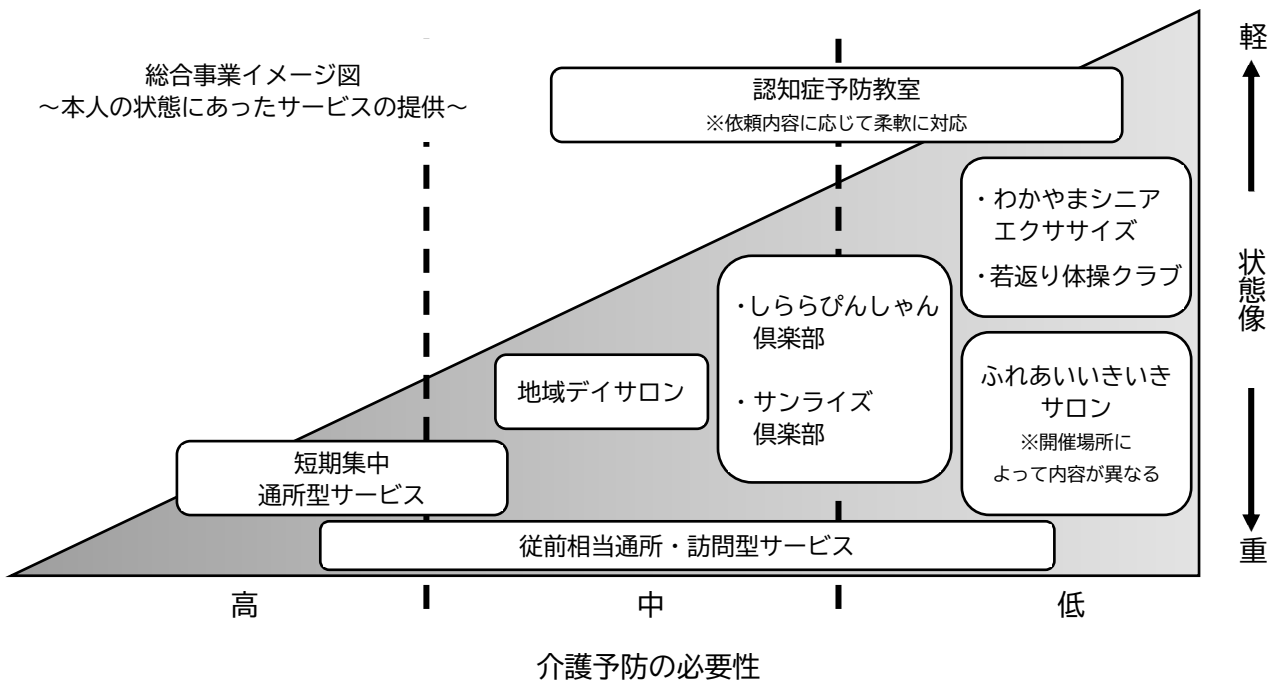
■ハイリスクアプローチ

医療や介護のレセプトデータをもとに、健康課題を抱える人を把握し、低栄養防止・重症化予防等を行うための相談、適正受診等の促進のための指導、健康状態不明者に対する訪問支援等を行います。

■ポピュレーションアプローチ

健康寿命の延伸に向け、通いの場等で健康教室や健康相談を実施します。

(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進



①介護予防普及啓発事業

担当課：住民保健課

各種講座のほか、健康づくり事業や健康教育、健康相談等の機会を利用して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を行います。

■サンライズ倶楽部（転倒予防教室）

1クール（週1回3か月間、12回）を2か所以上で実施 各定員25名

■しららぴんしゃん倶楽部（クアハウス白浜へ委託）

週1回3か月間、12回、2グループを2クール以上実施 各定員25名

■認知症予防教室

1か所以上で1クール6か月間実施

■デイサロン（白浜町社会福祉協議会へ委託）

1地区（月3回、3か所）で実施 各定員15名

## ②地域介護予防活動支援事業

担当課：住民保健課

介護予防に関する人材育成のための研修や、地域における自主的な介護予防活動に資する活動の育成及び支援に取り組みます。既に活動されているグループについては、継続のための支援を行います。

- わかやまシニアエクササイズ(自主グループ)  
6か所以上で週1回実施
- 若返り体操クラブ(自主グループ)  
1か所以上で週1回実施
- ふれあいいいききサロン(白浜町社会福祉協議会へ委託)  
月1回～数か月に1回開催(開催場所により異なる)

## ③一般介護予防事業評価事業

担当課：住民保健課

本計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

## ④地域リハビリテーション活動支援事業

担当課：住民保健課

リハビリテーション専門職等による助言等を実施することにより、介護予防の取組を強化します。

## ⑤訪問型サービス

担当課：民生課

訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスから構成されています。多様なサービスについては、「雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス」、「住民主体による支援」、「保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス」、「移動支援」があります。

白浜町では、現行の訪問介護サービスのみを実施しており、今後、地域の実情等を踏まえながら、その他のサービスの実現可能性について検討します。

## ⑥通所型サービス

担当課：民生課

通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスから構成されています。多様なサービスについては、「雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス」、「住民主体による支援」、「保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス」があります。

## ⑦短期集中通所型サービス(通所型サービスC)

担当課：民生課

フレイル状態等の高齢者を対象に、短期集中的な運動プログラムを実施することで、生活行為の改善を図り、要介護状態の予防を推進します。

- 生活行為の改善を目的とした短期集中的な運動プログラム  
1クール(週1回3か月間、12回)  
令和6年度：3クール、令和7年度以降：4クール実施



⑧その他の生活支援サービス

担当課：民生課

その他の生活支援サービスは、「栄養改善を目的とした配食」、「住民ボランティア等が行う見守り」、「訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）」があります。

また、生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターが協議体や多様な主体と連携し、地域における生活支援ニーズの把握や既存の社会資源の把握に努め、不足する社会資源に対して必要な住民主体サービスの創出を検討していきます。



## 基本目標2 安心して暮らし続けられるまちづくり

### 施策2. 安心して暮らせる環境の整備

#### (1) 日常生活支援の推進

##### ① 外出支援事業

担当課：民生課

高齢者の移動手段を確保するため、町内路線バス割引制度や高齢者タクシー券の助成制度を実施しています。

高齢者の移動手段を確保するため、地域のボランティアの協力のもと引き続き移動支援事業を実施するとともに、事業の周知を図ります。また、山間部の診療所に通院するための送迎自動車事業を推進します。

生活支援体制整備事業における地域協議体や生活支援コーディネーターを通して地域のニーズを踏まえた上で、移動・外出支援についてどのような支援が可能かの協議を進めます。

##### ■ 町内路線バス割引制度

65 歳以上の高齢者に対し、社会参加の促進や通院・買い物等の日常生活を支援するため、町内路線バスの料金を半額にする制度です。引き続き事業を推進するとともに、高齢者の利用状況を把握し、より効果的かつ利便性の高い運用ができるよう、バス会社等と協議します。

##### ■ 高齢者タクシー券の助成制度

75 歳以上の高齢者に対し、社会参加の促進や通院・買い物等の日常生活を支援するため、白浜町内のタクシー事業者で利用できるタクシー券を販売しています。

引き続き事業を推進するとともに、高齢者の利用状況を把握し、より効果的かつ利便性の高い運用ができるよう、より効果的な事業の在り方を検討します。

##### ② 寝たきり患者及び身体障害者等扶養手当支給事業

担当課：民生課

在宅で常時寝たきり状態の高齢者等を介護する方に対し、手当の支給を行い、介護者の負担軽減を図ります。民生委員・児童委員をはじめとする地域の方の協力のもと、事業の対象者の把握に努めるとともに、支援の必要な方が適切に事業を利用できるよう努めます。

##### ③ デイサービス事業

担当課：民生課

虚弱等で日常生活に何らかの支障のある、おおむね 65 歳以上の要介護認定非該当で処遇困難な方を対象とし、デイサービスセンター等での生活指導や入浴等のサービスを行います。引き続き、制度の継続、適正利用を図り、処遇困難者の生活支援及び受入体制整備に努めます。

#### ④訪問介護員派遣事業

担当課：民生課

おおむね 65 歳以上の処遇困難な方に対し、一時的な身体介護、軽度な生活援助を行い、保健・医療との連携を図りながら在宅生活支援や退院直後に短期間の支援等を行います。また、一時的な支援が必要な方（回復が見込まれるケース）に対し生活支援を行います。継続的にサービスが必要となる場合は、介護保険サービス等、他の制度への円滑な移行を支援します。

#### ⑤訪問歯科診療事業

担当課：民生課

おおむね 65 歳以上の在宅高齢者及び障がいのある方であり、自身で歯科医院に通院が困難な方に、歯科医師が自宅を訪問して治療を行います。

介護予防の地域支援事業に位置づけられている口腔機能の向上の観点から、各種団体の協力のもと、健康づくり講演会や健康教室の機会を活用して、より積極的に住民周知を図ります。

高齢者及び障がい者の中でも対象者の把握が難しいため、より効率的な事業手法の検討、改善も視野に入れた利用促進に努めます。

#### ⑥緊急通報システム設置事業

担当課：民生課

高齢者の一人暮らし世帯や身体障害者世帯に月 1 回の安否確認コールを行います。本システムは、事故や緊急事態が発生した場合は、緊急通報装置のボタンを押すと、看護師等が常駐するコールセンターにつながり、適宜コールセンターより、白浜町消防本部・協力員・親族に連絡が入り、対応するシステムです。緊急通報システムがきちんと機能できる状態にあるか、適宜確認作業を行い、必要な更新を行います。

本事業と同様のサービスを民間事業所でも実施しているため、事業の在り方、対象者等の研究を行います。

#### ⑦介護用品等購入費補助事業

担当課：民生課

在宅介護の負担軽減のため、介護用品（紙おむつ等）の購入費を補助することにより、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

事業の在り方や財源の確保、対象者の範囲等を検討し、事業の継続に努めます。

#### ⑧高齢者日常生活支援事業（配食サービス事業）

担当課：民生課

在宅で調理が困難な方に対し、生活状況をアセスメントで把握した上で、栄養バランスのとれた昼食（弁当）の提供とともに安否確認を行います。配食会議やサービス事業所連絡会を通じて高齢者の心身の状況等に関する情報交換体制を構築し、さらに介護予防の観点からも効果的にサービス提供できるよう取り組みます。

### ⑨高齢者等介護者支援員派遣事業

担当課：民生課

家族介護支援事業として、支援員が対象者宅を訪問し見守り、話をすることによって介護する家族の外出支援または介護疲れを緩和し、本人や家族の精神的負担の軽減を図ります。支援員は単に家族に代わって見守りや話し相手を行うのみではなく、生活支援サポーター養成講座を受講した方等、認知症をはじめとする高齢者の心身の特徴を理解した地域の住民が支援員として関わり、活動することで身近な地域で認知症や介護に関心のある人が少しずつ増え、できる限り住み慣れた地域で暮らしたいという本人や家族の思いを実現できる地域づくりにつながっていくよう進めていきます。

### ⑩介護サービス相談員派遣事業

担当課：民生課

介護保険サービスの利用者・入所者と提供事業者の間に立ち、サービス利用者やその家族の不安や疑問の解消を図るとともに、サービス提供事業者に対して利用者の意見等を提示することで、サービスの質の向上を図ります。また、介護サービス相談員が町内の介護サービス事業所を2か月に1回訪問し、情報共有のための連絡会を実施します。介護サービス相談員派遣事業により、事業所や利用者間の円滑な問題解決に加え、介護保険サービスの適正利用、質の向上につなげます。

### ⑪高齢者緊急ショートステイ事業

担当課：民生課

介護等の援護を要する高齢者が、介護者の不慮の社会的理由により一時的に介護を受けられなくなったときや、やむを得ない事由により在宅で生活することが困難となったときに、当該高齢者を一定期間養護老人ホーム等の施設に入所させることにより、高齢者及び介護者の福祉の向上を図ります。また、当サービスの提供が適切かを協議し、過不足のない支援を行います。

### ⑫高齢者向けの住まいに関する支援

担当課：民生課

高齢者が安心して快適に暮らすことができるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいについて、生活困窮や虐待事案も含め、今後求められるニーズに対応した整備を検討するとともに、入居を希望する人が円滑に入居できるよう、手続きへの支援や情報提供、相談業務を実施します。

#### 白浜町内の高齢者住宅の状況

住宅種別	整備数	戸数・定員
生活支援ハウス	1か所	20人
軽費老人ホーム	3か所	121人
住宅型有料老人ホーム	3か所	156人
サービス付高齢者向け住宅	2か所	26戸

## (2)地域福祉活動の推進

### ①高齢者福祉に資するボランティア活動の推進

**担当課**：民生課

地域で活躍するさまざまな分野のボランティア活動は、地域住民の生活を支える上で必要不可欠なものとなっています。このようなインフォーマルサービスを充実し、社会福祉協議会をはじめ関係機関相互の効果的な連携を進め、人材の発掘・育成や講習会を実施し、高齢者福祉に対する理解を促進させ、介護予防に対する知識の普及、高齢者福祉に対するボランティア活動を活性化します。また、継続的な研修を行い、ニーズに基づいた体系的な研修の実施に努めます。

高齢者がボランティア活動を通じて、地域貢献することを奨励・支援し、社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、また、元気な高齢者が潜在的な意欲を発揮し、主体的・積極的に活動できるような「場づくり」に努めます。

### ②社会福祉協議会における地域福祉活動

**担当課**：民生課

「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、誰もが住み慣れた地域で生活を継続することができるように、地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育等の関係行政機関と協力し、住民主体の地域福祉活動を支援する取組を行います。

また、少子高齢化や社会情勢の変化に伴い、地域における福祉力は衰え、地域の課題を地域で支えることが困難になりつつあります。また、これまで積極的に地域活動を行ってきた住民も高齢となっていることから、次世代の地域福祉活動の担い手の発掘・育成を図ります。

### ③福祉総合相談事業

**担当課**：民生課（社会福祉協議会）

地域住民の悩みごとや困りごと等の相談や、法律問題、福祉、介護等の専門的な相談に対し、専門機関の紹介や必要なサービスにつなげるための助言、援助を行います。また、支援の必要な方が悩みごとや困りごとを抱え込まず、早期に相談ができるよう、相談窓口の周知を図ります。

相談内容については複合的な課題であることが多く、解決に向けて時間を要する場合や問題がさらに複雑化する可能性があり、他機関等との一層の連携が必要であるとともに、早期に相談してもらえるよう相談窓口の周知・啓発を推進します。

### ④懇談会等によるニーズ把握の推進

**担当課**：民生課（社会福祉協議会）

複雑・多様化する地域の生活課題に対し、住民同士の助け合い活動が促進されるよう、地域ごとに担当者を配置し、支援を必要とする方と、地域住民とのつながりづくりを推進します。地区懇談会や地域支え合いマップづくりを各地域で支援できるよう、担当者同士の情報共有を行い、必要に応じて個別アプローチを行うなど地域住民に寄り添いながらニーズ把握に努め、住民主体の見守り体制等の活性化を図ります。

#### ⑤福祉サービス利用援助事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

判断能力が不十分な高齢者や知的及び精神に障がいのある方等が安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを行います。

本事業利用者の状態把握を行い、判断能力の低下等により事業の対象外となった場合は成年後見制度への移行を進めます。

#### ⑥福祉体験学習・福祉教育推進事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、それぞれで実施する地域特性を活かした福祉体験学習・福祉教育を支援し、児童・生徒の健やかな成長を促し、思いやりのある福祉の心を醸成します。また、町内のすべての学校で福祉体験学習を実施できるよう学校と協議し、福祉教育の推進を図ります。

空き教室の活用等、学校と住民両者の居場所づくりを推進します。

#### ⑦福祉器具貸与事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

電動ベッド、車いす等の貸し出しを行います。また、民業圧迫とならないよう事業所と協議し、事業のあり方を検討します。

ランディーズ（砂浜や川原等でも使用できるクッションタイヤ付車いす）の貸し出しについては、製造中止に伴い、今後の修理が困難となることから、行政や団体に限定して貸し出しを行います。

#### ⑧福祉用具取扱業者紹介事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

紙おむつや福祉用具の取扱業者の紹介及び相談を行います。新たに参入した事業者やサービス内容を把握し、住民のニーズとメリットを把握して的確な紹介ができるよう、適宜、福祉用具取扱業者リストを更新します。

#### ⑨福祉資金貸付事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

必要な資金の融資を他から受けることが困難である、経済的・社会的基盤の不安定な低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の方々に対し、「生活福祉資金」と町社協独自の「生活一時資金」の貸付を行います。

貸付世帯が自立した生活を送れるよう困窮の背景にある課題を把握し、民生委員・児童委員、他機関と連携し、支援を実施します。

特例貸付の償還にあたっては、貸付世帯の状況把握・指導及び助言、他機関との情報共有を行います。

#### ⑩活動の啓発、福祉情報発信事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

住民に広く社会福祉協議会の活動や地域福祉に関する情報を提供するため、社協広報紙「社協だより・ふくしらはま」の発行をはじめ、コミュニティ放送「FMビーチステーション」での「福祉だより」の放送や、SNSやホームページでの情報発信等を行います。より効果的な情報発信ができるよう、情報発信の方法を検討します。

#### ⑪歳末支援金分配事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

さまざまな福祉課題を抱え困窮している一人暮らし、高齢者世帯、重度障害者世帯、一人親世帯等に「歳末支援金」を贈呈します。支援を必要とする方に支援が届くよう、事業の周知を図るとともに、民生委員・児童委員と協力・連携し、引き続き事業を推進します。

広報や回覧等で事業の周知を図り、世帯の状況に応じて必要であれば「支援金」以外に食料等の現物支給も検討します。

#### ⑫共同募金事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

白浜町共同募金委員会の運営を支援し、町内会（区）や福祉委員の協力を得て募金活動を実施します。また、共同募金の配分事業については、配分の枠を広げ、町内の福祉教育を推進する機関・団体への助成を実施します。共同募金の用途を住民に周知することで、共同募金の意義・必要性をご理解いただき、引き続き協力を依頼します。

#### ⑬ボランティアセンター活動事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

さまざまな機関と連携・協働し、住民が自分らしさを活かし、自発的に地域や社会のために活動できるよう、各種研修会・養成講座等を通して支援するとともに、よりきめ細かな住民の要望に応えられるよう、有償活動も包含した総合的な生活支援・相互支援活動の拠点として活動します。

#### ⑭法人後見事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

権利擁護の一環として、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）からの移行及び家庭裁判所からの推薦依頼に基づき、成年後見人等の業務及び任意後見契約に基づく業務を法人として行います。引き続き、法人後見事業の実施体制を維持するとともに、長期的観点からの人員育成・配置を検討します。また、社会福祉協議会だけでなく、他の社会福祉法人においても法人後見事業が実施できるよう情報共有を図るとともに、必要な情報発信や研修会の開催等を検討します。

その他の成年後見等、受任体制の整備については、白浜町中核機関、和歌山県並びに家庭裁判所との情報共有を図りながら最新の情報共有に努めます。

#### ⑮災害ボランティアセンター設置・運営訓練事業

担当課：民生課（社会福祉協議会）

「白浜町災害ボランティアセンター設置に関する協定」及び「白浜町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づいて、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を町内会（区）・行政・その他関係機関と連携・協働により実施します。

いつ発生するかわからない災害に備え、災害ボランティアセンターをスムーズに立ち上げられるよう行政との協定に対する再確認、地域住民、職員に対する継続した訓練、研修の実施を図ります。

実施においては、地震や風水害等の震災発生時のセンター設置から運営の実効性を確認するとともに、職員及び関係者の災害対応能力、意識の向上訓練を行います。

### (3)高齢者の権利擁護の推進

#### ①高齢者虐待防止の取組推進

担当課：民生課

住民向け研修会や広報誌等を活用し、高齢者虐待の通報・相談窓口の周知を徹底し、「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「和歌山県高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、虐待通報を受理した場合には、速やかに事実確認調査を実施し、適切な権限の行使等、支援を実施します。また、虐待を受けた高齢者の保護だけでなく、虐待を行った養護者の抱える課題に対し関係機関等と連携し支援を行っています。

さらに、養介護施設従事者等における虐待防止に関する研修等を実施しています。

#### ②高齢者の孤独死防止

担当課：民生課

社会福祉協議会や地域における支援者（民生委員・児童委員や福祉委員、各種団体、企業等）と連携強化を図り、一人暮らし高齢者及び気になる高齢者の実態把握、孤立傾向にある高齢者の早期把握とアウトリーチ型の支援を実施します。また、総合相談事業の充実を図り、相談内容を分析し、日常生活圏域ごとの課題等の把握を行います。

#### ③成年後見制度の利用促進

担当課：民生課

第2期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の利用にあたっては、本人の置かれた生活状況等を踏まえ、財産管理のみならず、「意思決定支援」「身上保護」を重視し、申立て支援や経費の助成（成年後見制度利用支援事業）等、成年後見制度の利用促進を図ります。

行政の成年後見支援センターと社会福祉協議会の直営＋一部委託による、成年後見制度にかかる地域連絡ネットワークの「中核機関」を円滑に運営し、中核機関に期待される「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の機能強化と権利擁護支援の地域連携ネットワークの更なる充実を推進します。また、「中核機関」は、地域の専門職団体の協力体制である「権利擁護運営委員会」（協議会）の事務局としてネットワークの構築を図ります。



## (4)防犯・防災等対策の推進

### ①消費者被害の防止

**担当課**：観光課

消費者安全法に基づき、高齢者、障がいのある方、認知症等により判断能力が不十分な方の消費者被害を防ぐため、行政及び地域の関係者や専門職団体が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」での啓発や障害者被害の早期発見・対応に努めます。

また、近年、複雑・巧妙化する振り込め詐欺や悪質商法といった犯罪被害にあわないよう、和歌山県や和歌山県消費生活支援センター、消費者相談窓口、町内関係機関・団体等と連携しながら、消費者被害防止のための啓発と地域ぐるみの防犯対策を推進します。

### ②防犯体制の整備

**担当課**：地域防災課

白浜警察署や生活安全推進協議会の関係機関等と連携を強化し、不審者情報や犯罪情報が入った際には、早急に「しらはま安全安心メール」を通して地域住民への情報発信・共有を図ります。また、防犯パトロールの実施等、行政と地域との協働による地域の安全・安心活動を促進します。また、住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの自主的な防犯対策を進めるなど、行政、地域、関係機関等が一体となった防犯体制の確立を推進します。

### ③災害時における高齢者への支援

**担当課**：民生課

地震や風水害等の災害時における町が開設する指定避難所において、高齢者に必要な物品の把握に努め、備品として常備するほか、避難行動要支援者が安心して利用できるか、福祉避難所の具体的な運用について協議します。

避難行動要支援者については、特に地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等との情報共有を図るためにも、避難行動要支援者名簿作成への同意の取得や個別計画の作成を推進します。

避難行動要支援者名簿について、避難支援等を支援する関係者（警察署、民生委員・児童委員、区長等）が具体的な活用や運用について、地域で話し合う機会を設けるよう啓発します。

### ④感染症対策と感染発生段階別取組の推進

**担当課**：住民保健課

白浜町では「白浜町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発症の段階別に対策行動を定めています。感染症予防対策にあたっては、国、県、他の市町村、事業者と相互連携を図るとともに、住民に対して適切な情報を共有し、感染防止及びまん延防止のための協力を要請します。

## (5)福祉施設サービス等について

### ①養護老人ホーム

担当課：民生課

養護老人ホームは、身体上もしくは精神上、環境上等の理由により居宅での生活が困難な高齢者の入所を促進します。待機者は依然多い状態が続いており、空室が発生した場合は、緊急性の高い方を判断し入所できるよう努めていきます。入居者についても介護度の重度化が進んでいます。入居者の体の状況に応じ、特別養護老人ホーム等の介護保険施設への移行等を適宜実施します。

### ②軽費老人ホーム

担当課：民生課

軽費老人ホームは、家庭環境や住宅事情等により、住宅での生活が困難な高齢者が低額な料金で利用できる施設です。引き続き安心して居住できる環境づくりに努めます。

### ③生活支援ハウス

担当課：民生課

生活支援ハウスは、高齢者が安心して健康な生活を送ることができるよう介護機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する施設です。一人暮らし高齢者の増加等により、生活支援ハウスの必要性は今後高まっていくことから、利用促進のための広報・周知に努めるとともに、介護認定を受けた入居者については、介護保険施設等への移行を勧め、適正な運営に努めます。

入居者の方が快適に過ごせるよう、社会福祉協議会と協議しながら施設の老朽化への対応や維持管理を推進します。

### ④その他高齢者向け住宅等

担当課：民生課

日常生活や介護に不安を抱く一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、地域包括支援センター等の支援機関と連携し利用ニーズ等の把握に努め、高齢者の住まいのあり方について検討します。



### 施策3. 地域包括ケアシステムの充実に向けた取組

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

##### ① 地域包括支援センターの周知・啓発

担当課：民生課

地域の住民や関係者に対して、インターネットやパンフレット等を活用してセンターの利用促進に努め、必要に応じて様々な会合にも出向きセンターの周知啓発を図ります。

また、住民に最も身近な相談窓口である民生委員・児童委員に対して、研修会等へ出向き、センターの周知啓発を行います。

地域包括支援センターの機能のみならず、「自立支援・重度化防止といった介護保険の理念や高齢者の権利擁護」についても併せて周知・啓発を図ります。

##### ② 支援体制の強化

担当課：民生課

ワンストップの相談窓口を担うため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種がそれぞれの専門性を十分に発揮できるよう体制の強化に努めるとともに、多様化・複雑化する課題等に適切に対応していくために、それぞれの専門性がさらに向上してけるよう積極的な研修会への参加を促し、専門性を活かしたチームアプローチができるよう、定例的なケース検討の機会を確保し、職員の資質の向上を図ります。

また、地域包括支援センターのみならず、関係機関も含めた連携が図れるよう、定例会議や研修会を企画します。

##### ③ 地域ケア会議の充実

担当課：民生課

3ヶ月に1回、地域ケア個別会議を開催し、自立支援・重度化防止を念頭に置いた軽度者の事例検討を行うとともに、個別会議において抽出された課題を集約します。また、地域ケア推進会議を通じ、地域課題の解決に向けて検討し行政施策に提言します。会議で挙げられた事案について、必要に応じてモニタリングを行い、会議後の評価を行います。

短期集中通所サービスを希望する対象者の事例を検討し、サービスへの取組の視点の共有と終了前の評価を行います。

さらに、必要に応じて町内の多職種が集える場を設け、各種情報提供、研修会、意見交換等を行います。

##### ④ 関係機関との連携強化

担当課：民生課

地域包括支援センターにおいて、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員、3職種が定期的に情報交換会等を開催し、ネットワークの強化を図ります。また、介護支援専門員と民生委員・児童委員との合同研修会、医療職と介護職が参加する定例会等を開催し、各種専門職、地域との連携を強化します。

介護保険サービス提供事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係機関との連携強化に努め、地域住民の見守りネットワーク体制や、地域と介護関係職種、関係機関の包括的なネットワークの構築を推進します。

## ⑤自立支援・重度化防止に向けた取組

担当課：民生課

要介護認定率、介護給付費等の推移から地域の実態把握、課題分析に努めるとともに、多職種等で開催する地域ケア個別会議を通じて、自立支援に向けたケアマネジメントのノウハウの共有、人材育成等を支援し、効果的な介護予防に取り組みます。

また、住民に対して、自立支援・重度化防止の取組をチラシや広報紙等を活用して啓発します。さらに、今後短期集中サービスに取り組み、幅広く住民にも啓発します。

## ⑥介護人材の確保と育成

担当課：民生課

介護人材を確保するため、白浜町の介護事業所に対して就職フェアへの参加を促すとともに、圏域で行う介護職員等特定処遇改善加算等、国が整備するさまざまな基金の取得支援を行うことで介護従事者の処遇改善を促し、介護人材の確保と介護離れを抑制します。また、介護の仕事のやりがいとキャリアアップが両立できるよう、キャリアパスの好事例を研究し、介護従事者の専門性の確立と資質向上を図ります。

市内の事業所の要望やニーズを聴きながら取組内容を検討していきます。

## ⑦業務の効率化と負担軽減

担当課：民生課

介護文書に係る職員への負担軽減に向けて、国・県の動向を踏まえて、各種申請の手続の方法等を事業所に伝えていきます。また、事業所の指定・指導の業務（田辺市に委託）については、事業所から自治体に提出する書類（指定更新や各種加算の届出）の一元化がされており、事業所の業務負担軽減につながっています。引き続き、提出書類等の種類を随時見直して事業所の負担軽減を図ります。

## (2)在宅医療・介護連携の推進

医療ニーズの高い方や、重度の要介護者が安心して在宅生活を送ることができるように、田辺圏域在宅医療・介護連携支援センターが拠点となり、在宅医療・介護連携の各事業に取り組みます。

### ① 地域の医療・介護の資源の把握

担当課：民生課

地域の医療機関、介護事業者がもつ機能情報等を把握し、検索できるシステムの構築を検討します。また、把握した情報を在宅医療・介護関係者及び住民が適切に活用できるよう必要とする地域の医療機関や介護事業所等の情報を取りまとめ、リストやマップの作成を検討します。

### ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

担当課：民生課

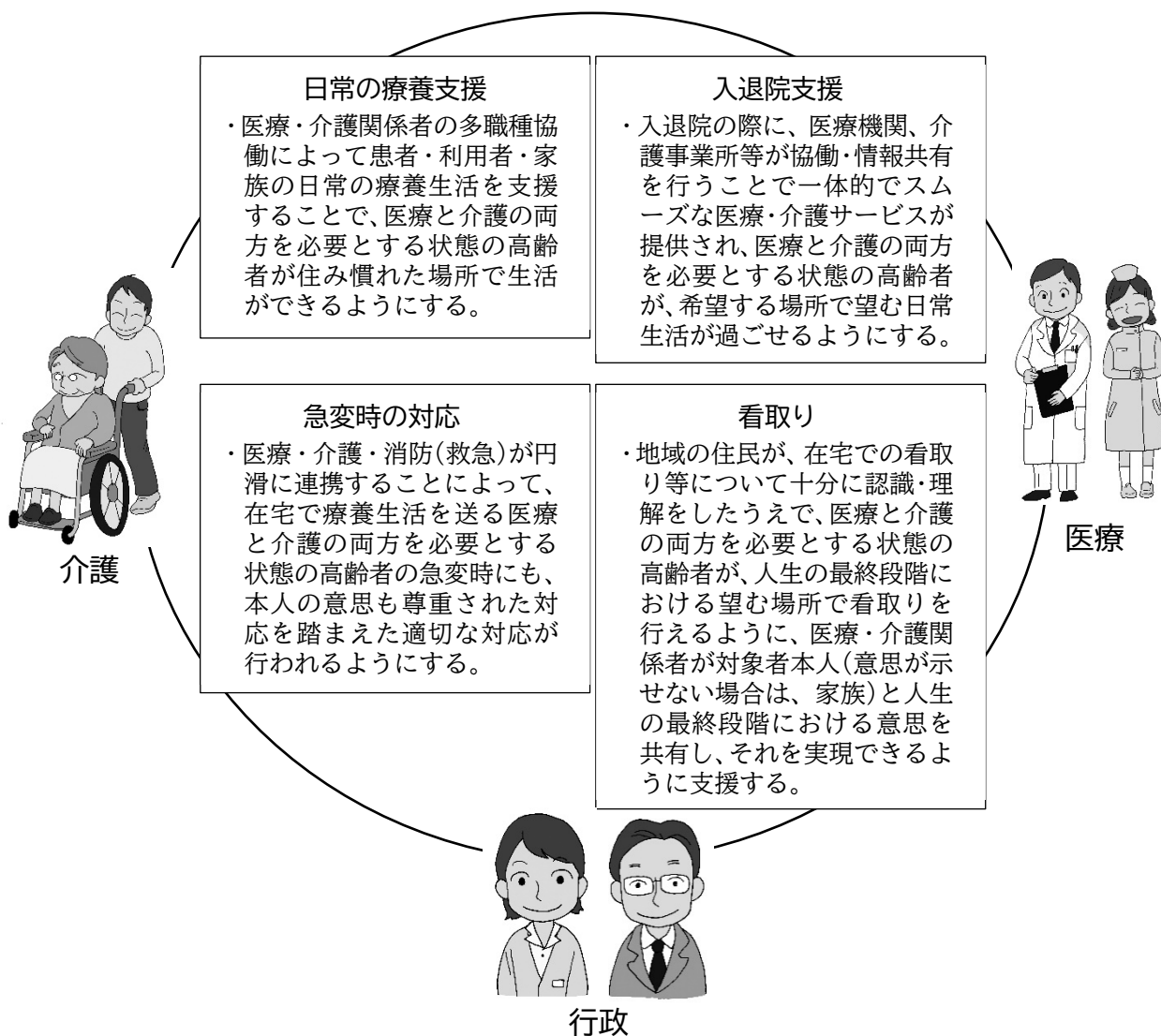
「在宅医療・介護連携に関する実態調査」の結果を踏まえ、各委員会や圏域の5市町の地域ケア会議で協議を行い、在宅医療・介護連携に関する課題を抽出するとともに解決策を作成し、対応策の検討を推進します。

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、「わかやま在宅医療推進安心ネットワーク」の構築や在宅医療・介護連携の基本的な指針となる「在宅医療・介護連携ガイドライン」の作成の検討を図ります。

退院時の連携をスムーズに行うための「退院調整ルール」の定着と、4つの場面（①日常の療養支援②入退院支援③急変時の対応④看取り）での連携策を検討するとともに、各事業所等に対しルールの啓発に取り組みます。

また、「ACP：アドバンス・ケア・プランニング（愛称：人生会議）」の周知・啓発に取り組みます。

4つの場面における目指すべき姿と連携の推進



「ACP：アドバンス・ケア・プランニング（愛称：人生会議）」とは  
 将来の変化に備えて、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、家族や近い人、医療・ケア関係者等とともに事前に話し合い、本人による意思決定を支援する取組のことです。人生の最終段階において自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいることを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、繰り返し共有することが重要です。

#### ④在宅医療・介護連携に関する相談支援

担当課：民生課

相談支援員を配置し相談に対応するとともに関係機関・団体へ在宅医療・介護連携支援センター業務の周知に努めます。また、相談に対応できる在宅医療・介護に関する情報の収集にも取り組みます。

#### ⑤医療・介護関係者の情報共有の支援

担当課：民生課

圏域内の医療・介護関係者間の情報連携のための体制の整備や、ICTを活用した情報共有の支援に努めます。

#### ⑥地域住民への普及啓発

担当課：民生課

圏域全体を対象とする在宅医療・介護に関する講演会等の啓発事業を各自治体、地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携し企画・実施するとともに各市町の実情に応じた啓発事業を実施します。

在宅医療・介護サービスや連携に関するパンフレットを作成し、住民向け啓発講演会や関連イベントの際に配布し、在宅医療や介護サービスへの理解の促進を図ります。

#### ⑦医療・介護関係者の研修の充実と連携強化

担当課：民生課

医療・介護関係者への専門職研修及び多職種研修、住民向け啓発講演会の実施について、研修委員会を設置し企画・運営します。また、他団体の類似の研修会等を共催または後援する取組も進めます。

#### ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

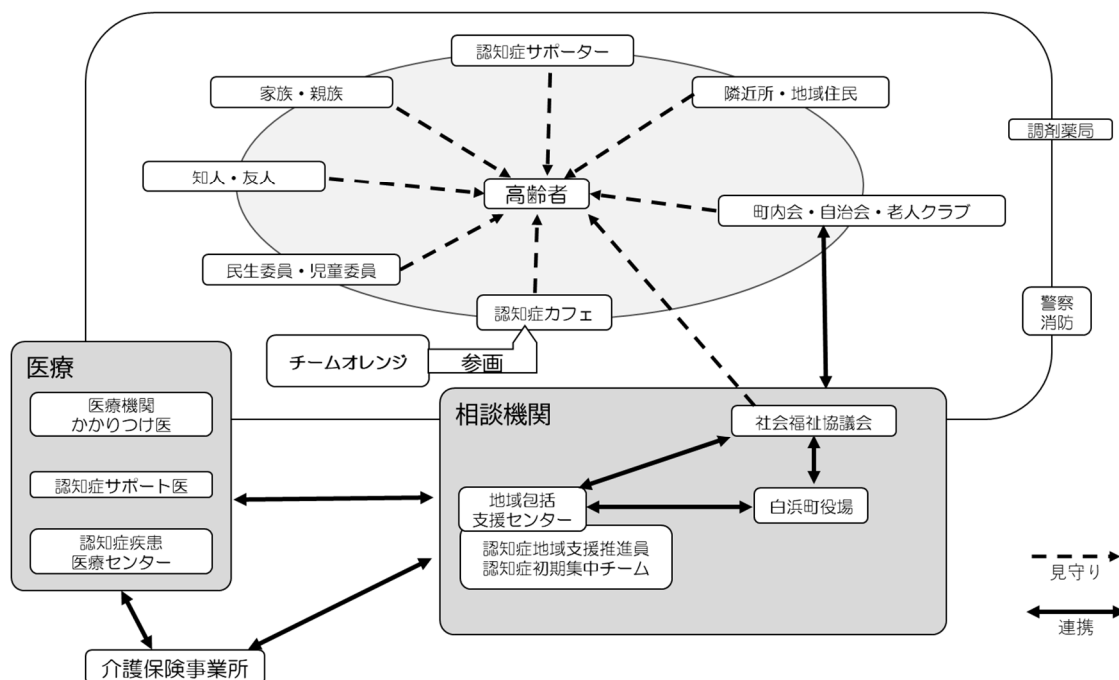
担当課：民生課

圏域内5市町担当課長及び地域包括支援センター長会議を開催し、在宅医療・介護連携推進事業のあり方や市町の事業との調整等を協議します。定期的に行われる理事会や各委員会へ圏域内5市町より役員を選出して、運営や事業実施について連携を図ります。



### (3)認知症施策の推進

#### 白浜町の認知症支援体制



#### ①認知症ケアパスの作成・普及

担当課：民生課

認知症地域支援推進員による認知症ケアパスの活用等、認知症施策の充実に努めます。認知症ケアパスの作成・普及を通じて、白浜町の取組や専門医、相談窓口、支援団体等の社会資源を整理するとともに、認知症の方やその家族を地域で支える仕組みづくりの強化につなげます。

#### ②認知症サポーター養成

担当課：民生課

認知症サポーター養成講座の実施により、認知症を正しく理解し、地域で守り支えていく人材を養成することにより、引き続き認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

住民・企業・学校等を対象として、年間10か所、100人以上の参加を目標に認知症サポーター養成講座を行うことで、認知症を正しく理解し、地域で守り支えていく人材の育成に努めるとともに、講座の広報・啓発を行い、認知症への理解促進を図ります。

#### ③認知症に関する啓発の推進

担当課：民生課

認知症は高齢者が要介護状態になる大きな原因のひとつであり、高齢者本人だけでなく、家族や介護者の負担を伴う疾患です。認知症は誰にでもおこりうる病気であることを理解し、地域全体で認知症の方の生活を支えることができるよう、認知症の正しい理解の普及・啓発を進めるとともに、認知症の見守りや早期発見等の対応を通じて、認知症になっても住み慣れた地域で引き続き生活を送ることができるように取り組みます。

#### ④認知症初期集中支援チーム

担当課：民生課

複数の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症と疑われる人やその家族を訪問し、認知症の専門医による識別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、早期の段階から集中して本人や家族への支援を展開していけるよう取り組みます。

#### ⑤SOS白浜（高齢者捜索ネットワーク）

担当課：民生課

一人歩きの可能性のある認知症高齢者が行方不明になった場合に早期発見・保護できるよう、関係機関等との協力体制をつくり、高齢者の生命と安全を守り、家族等への支援を図ります。家族から、SOS白浜登録申請書（氏名・身体的特徴・写真等）を地域包括支援センターに提出していただき、登録した情報を消防本部・警察と共有します。

#### ⑥認知症カフェ

担当課：民生課

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場を設置、運営します。（令和5年度時点：4か所）

認知症の人やその介護者の負担軽減や、認知症についての正しい知識の普及、実体の共有を図ることにより、認知症の人や家族を支える地域のつながりを支えます。

#### ⑦チームオレンジ

担当課：民生課

認知症地域支援推進員等をコーディネーターとして配置し、認知症サポーターを中心とした支援者が、認知症の方やその家族の悩みや生活ニーズに合った具体的な支援につなぐ仕組みとして、チームオレンジを構築します。主に認知症カフェを活動の拠点とし、参加者への相談支援や日常生活に必要な情報や知識の啓発等を行います。





## 施策4. 地域における自立した日常生活の支援

### (1)生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、住民主体の活動をはじめとした多様な資源の充実に向けて地域づくりを行います。

住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために、必要な社会参加を通じた介護予防の促進や多様な生活支援の創出等、幅広い活動を行います。

#### ①生活支援体制整備協議体の運営と機能強化

**担当課**：民生課

地域住民や各種団体、企業の関係者等、多様な主体の参画を得て地域のニーズを共有し、地域づくりの目的や方針の共通認識をもち、定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するため、「協議体」を円滑に運営し、機能強化を図ります。

#### ②生活支援コーディネーターとの連携強化

**担当課**：民生課

町全域の第一層エリア、日常生活圏域(白浜・富田・日置川)の第二層エリアに生活支援コーディネーターを配置します。生活支援コーディネーターは社協に委託しており、研修会やコーディネーター連絡会を通じて地域包括支援センターとの情報共有と連携強化を図ります。

#### ③生活支援サポーターの養成

**担当課**：民生課

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう地域の生活支援の担い手となる生活支援サポーターの養成を行い、サロン等の住民主体の介護予防への取組や、ボランティア活動を推進していきます。(サポーター養成講座社協委託 年5回開催)

#### ④住民主体の活動について普及啓発

**担当課**：民生課

生活支援コーディネーターが住民主体の生活支援サービス等の必要性について啓発し、生活支援サポーターと協議して住民主体の活動、取組を支援します。

地域ケア個別会議に生活支援コーディネーターが参加することで個別のニーズから既存の社会資源と不足する社会資源を把握し、日常生活圏域ごとの福祉課題の把握分析に取り組みます。

## 施策5. 介護保険事業の適正運営

### (1) 給付適正化の推進

#### ① 要介護認定の適正化

担当課：民生課

認定調査員間の定期的な情報交換や研修の実施に努めるとともに、認定審査会委員研修を年1回以上開催し、合議体ごとの判断基準等についても平準化を図り、適正な要介護認定に努めます。また、区分変更申請及び更新申請等に係る認定調査の全件点検及び、認定調査項目に係る外れ値の確認・分析を年2回実施します。

#### ② ケアプラン等の点検

担当課：民生課

適正な介護保険サービスを利用するためには、ケアプランの質の向上が不可欠となるため、地域ケア会議等の各種研修機会を通じて介護支援専門員の資質の向上に努めるとともに、国民健康保険団体連合会の介護適正化システムにより出力される給付実績等の帳票や県が作成したケアプランチェックマニュアルを活用した個別のケアプラン点検を、毎年10件以上実施します。(居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証、高齢者向け住まい等、対策のケアプラン点検)

また、各居宅介護支援事業所において、管理者や主任介護支援専門員が中心となり、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを構築します。

#### ③ 住宅改修、福祉用具購入・貸与の適正化

担当課：民生課

住宅改修施工前に見積書や写真による点検を行うとともに、竣工後にも竣工写真等による施行状況の点検を全件実施します。

福祉用具の利用について、利用者の身体状況に応じた適切な福祉用具の利用となっているか、福祉用具貸与費一覧表等を活用し単位数・小売価格等の外れ値の確認を毎月行います。特に、軽度認定者の福祉用具貸与については、自立支援の機会が阻害されることのないよう、医師の所見や担当者会議の記録をもとに必要性の確認を行います。

#### ④ 国保連合会給付適正化システムによる給付実績の活用

担当課：民生課

「給付適正化システム」による医療費との重複請求の確認に加え、介護保険サービス縦覧点検帳票及び医療費との突合リストを活用した点検を年3回以上実施し、疑義のある内容については事業所等に確認し、請求誤りの防止に努めます。

#### ⑤ 地域ケア会議等を活用した情報提供

担当課：民生課

地域ケア会議等を通じて町内の介護保険サービス事業所との研修会や情報交換を行います。

多職種協働により個別事例の課題検討を行う地域ケア個別会議を開催し、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上に努めます。

## 基本目標3 生きがいをもてるまちづくり

---

### 施策6. 生きがいづくりと社会参加の促進

#### (1)生涯学習・生涯スポーツの充実と参加促進

##### ①生涯学習・生涯スポーツの充実と参加促進

**担当課**：教育委員会

誰もがあらゆる機会、あらゆる場所を利用して自らの生活に即する文化的教養を高めることができ、自らの関心や意欲に応じて「いつでも、どこでも、だれでも」が学ぶことができる環境を整備します。また、「みんなで健康づくり、体力づくり」をテーマに、生活の中にスポーツ活動を定着させ、健康増進と体力の向上を図るとともに、楽しいコミュニティの場となるよう生涯スポーツ活動を推進します。

高齢者や障がい者等、配慮が必要な方々にも利用しやすい環境を提供し、生活の中に生涯学習・スポーツ活動を定着させ、楽しいコミュニティの場を形成します。住民のニーズや関心を把握しながら、主体的な健康増進と体力向上を図る機会を提供します。

#### (2)高齢者の社会参加の促進

##### ①高齢者の社会参加の促進

**担当課**：民生課

高齢者が地域で元気に暮らせるよう、講話やスポーツ、レクリエーション等を取り入れた介護予防事業等を充実させ、介護予防や認知症予防の知識の普及を図り健康寿命の延長を図ります。また、生きがいをもって暮らせるよう生涯学習・文化芸術活動の推進や地域活動、ボランティア活動等、活躍の場の支援を実施します。

交通安全や子どもの見守りパトロール、趣味・文化・芸能のサークル活動等、高齢者自身の豊かな経験や知識をはじめ、各地域の特性を活かしたさまざまな活動への参加促進を図ります。

高齢者がいきいきと生きがいをもって心豊かに暮らせる社会の実現を目指し、各種事業や交流の場の創出と機会づくりに努めます。また、誰もが利用しやすい、参加しやすい環境づくりに向けて、バリアフリーの推進や移動支援等を充実させ、高齢者の社会参加の促進を図ります。

##### ②高齢者のボランティア活動の促進

**担当課**：民生課

社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動を支援、活躍の機会の充実、生活支援体制整備事業を通して生活支援サポーターの養成を図ります。また、ボランティア活動に関心のある人たちが活動しやすいよう、情報提供や収集、調整機能を強化します。

地域で町民がお互いに支え合い、助け合える地域づくりにむけて、高齢者によるボランティア活動促進や高齢者同士の交流の場の確保、地域活動の担い手としての活躍の機会を提供します。

##### ③高齢者の就業支援

**担当課**：民生課

高齢者の就業支援として、シルバー人材センターや就労的活動支援コーディネーターを通して、高齢者の働く機会等の創出と働く場を確保します。高齢者が働きやすい職場環境づくりについて、民間事業者への啓発を進めます。

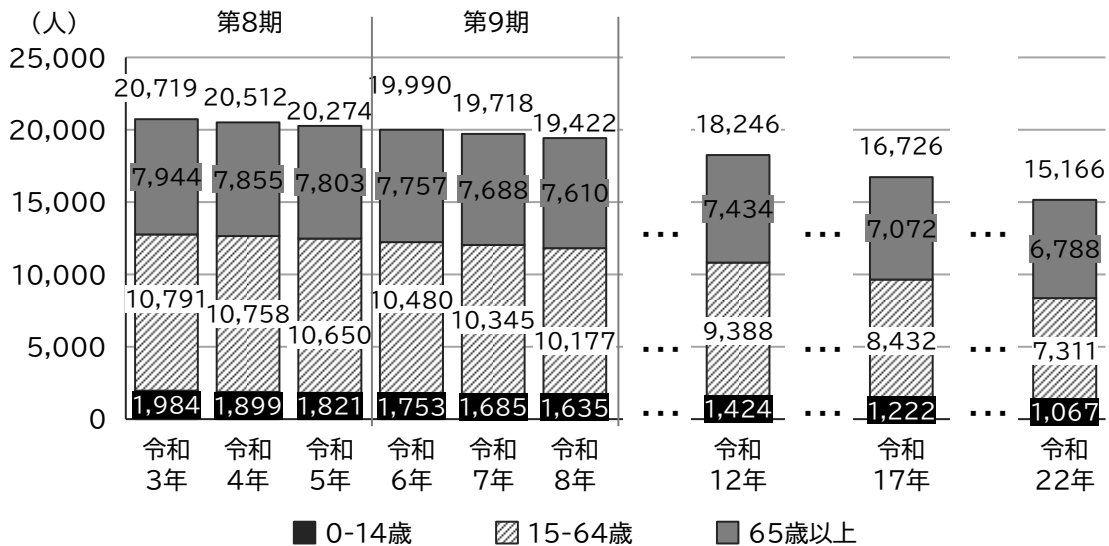
シルバー人材センター等の会員募集について、効果的な手法を検証しながら、会員の維持・拡大を図ります。

# 第 5 章 介護保険事業の見込み

## 1節 将来人口推計

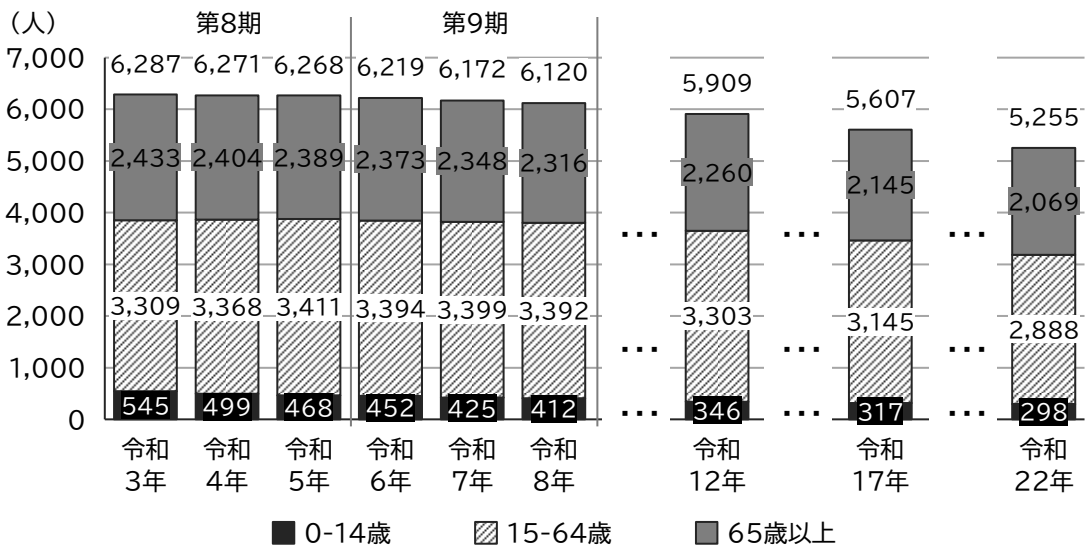
令和3年から令和5年の男女別年齢別人口をもとに、コーホート変化率法を用いて人口を推計しました。

本計画期間（第9期）の総人口は令和6年に2万人を割込み、計画が満了する令和8年には19,422人となる見込みです。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には15,166人となる見込みです。

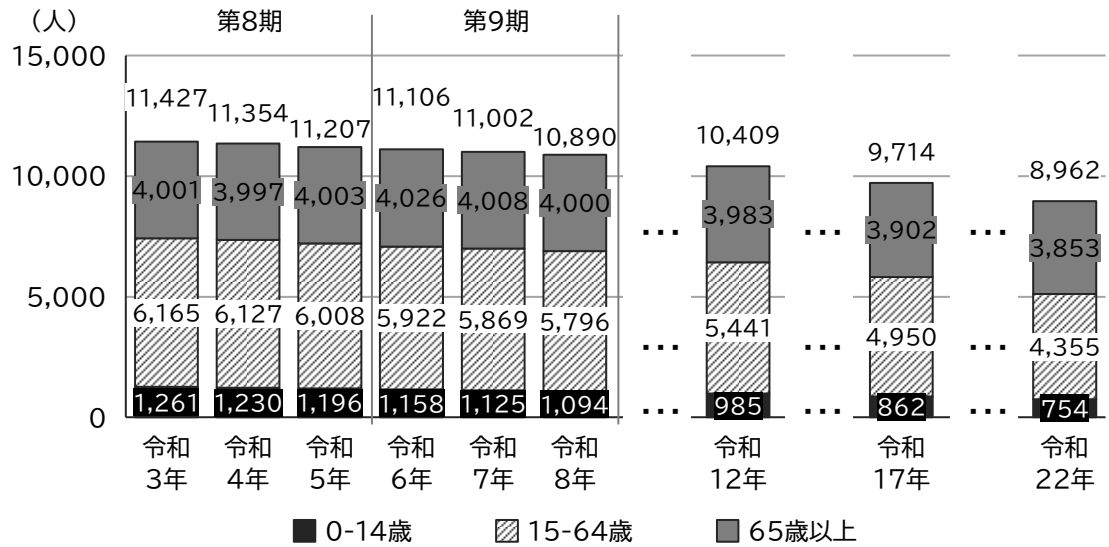


※日常生活圏域の推計人口と町全体の人口推計は個別に算出しています。そのため、足し合わせても数値が一致するとは限りません。

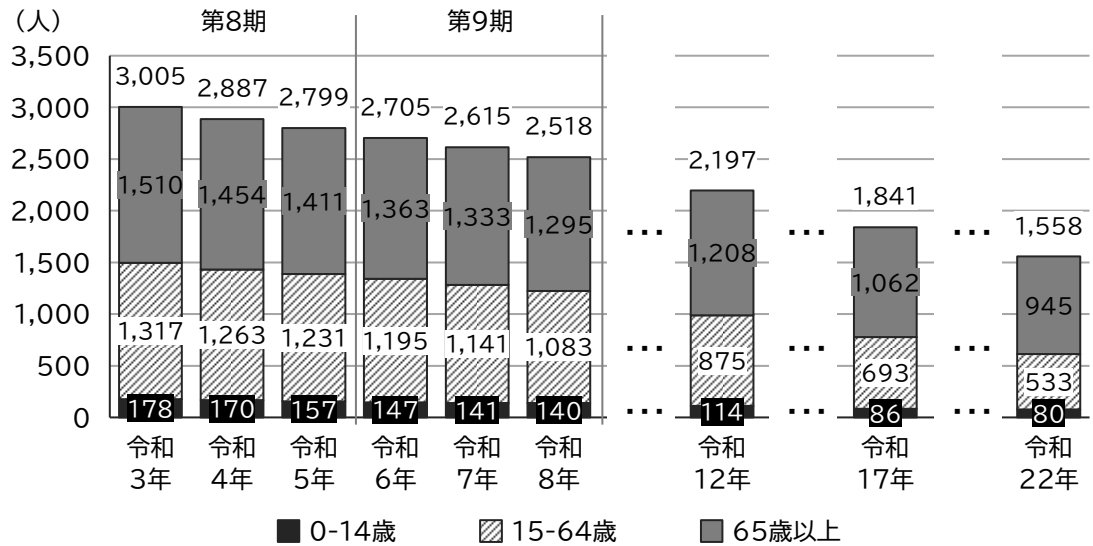
### ◆白浜地域の人口推計(各年9月末)



◆富田地域の人口推計(各年9月末)



◆日置川地域の人口推計(各年9月末)



◆高齢化率の推移

単位:%

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
白浜町	38.3	38.3	38.5	38.8	39.0	39.2	40.7	42.3	44.8
白浜地域	38.7	38.3	38.1	38.2	38.0	37.8	38.2	38.3	39.4
富田地域	35.0	35.2	35.7	36.3	36.4	36.7	38.3	40.2	43.0
日置川地域	50.2	50.4	50.4	50.4	51.0	51.4	55.0	57.7	60.7

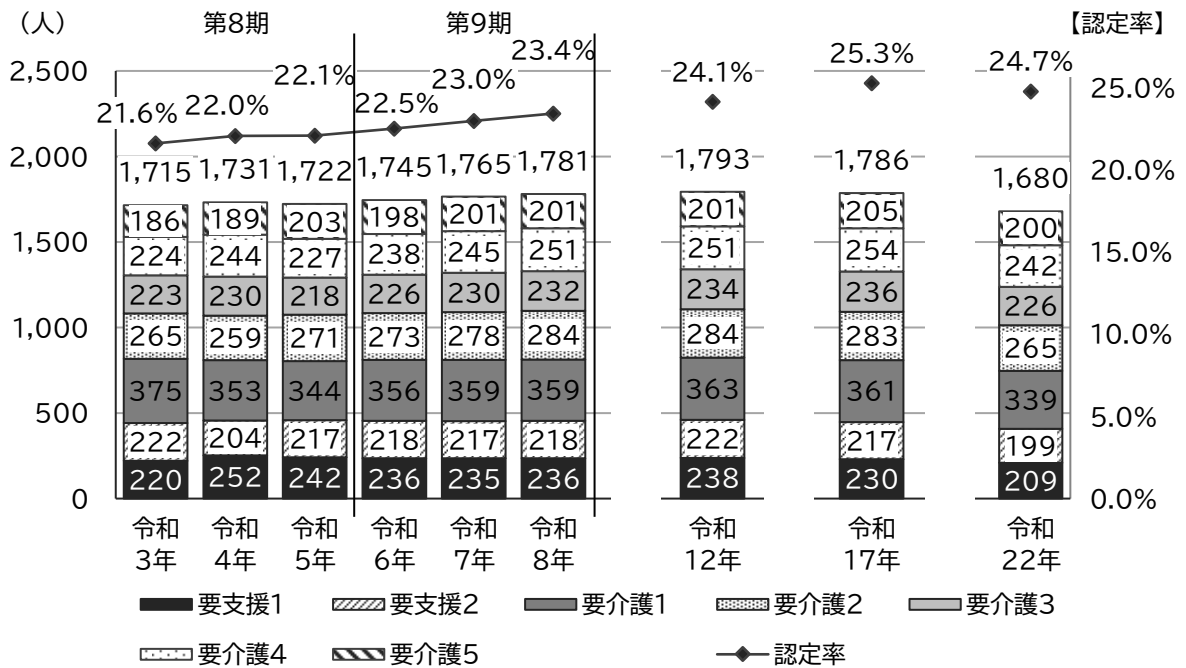
## 2節 要支援・要介護認定者数の推計

平成30年から令和5年の要介護（要支援）認定者数人口（5歳区分）をもとに、男女別年齢階級別認定率を算出し、推計人口に乗じて認定者数の推計を行いました。

認定者数は後期高齢者数の増加に伴って増加傾向で推移し、計画が満了となる令和8年で1,781人となる見込みです。

人口は減少する一方、認定者数が増加することで認定率も増加傾向で推移し、令和8年では23.4%、令和17年の25.3%にかけて増加傾向で推移する見込みです。

### ◆白浜町の要支援・要介護認定者数の推計(各年9月末)



### ◆男女別・高齢者2区分別の要支援・要介護者数と認定率の推移

単位:人

		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和12年	令和17年	令和22年	
男性	合計	高齢者数	3,305	3,286	3,277	3,249	3,246	3,147	3,087
		要支援・要介護者数	528	534	539	558	571	579	559
		認定率	16.0%	16.3%	16.4%	17.2%	17.6%	18.4%	18.1%
	前期	高齢者数	1,469	1,413	1,392	1,365	1,389	1,379	1,396
		要支援・要介護者数	106	107	108	84	85	84	85
		認定率	7.2%	7.6%	7.7%	6.2%	6.1%	6.1%	6.1%
	後期	高齢者数	1,836	1,873	1,885	1,884	1,857	1,768	1,691
		要支援・要介護者数	422	427	431	474	486	495	474
		認定率	23.0%	22.8%	22.9%	25.2%	26.2%	28.0%	28.0%
女性	合計	高齢者数	4,452	4,402	4,333	4,297	4,188	3,925	3,701
		要支援・要介護者数	1,217	1,231	1,242	1,223	1,222	1,207	1,121
		認定率	27.3%	28.0%	28.7%	28.5%	29.2%	30.8%	30.3%
	前期	高齢者数	1,589	1,514	1,426	1,413	1,401	1,383	1,376
		要支援・要介護者数	97	98	99	62	59	62	57
		認定率	6.1%	6.5%	6.9%	4.4%	4.2%	4.5%	4.1%
	後期	高齢者数	2,863	2,888	2,907	2,884	2,787	2,542	2,325
		要支援・要介護者数	1,120	1,133	1,143	1,161	1,163	1,145	1,064
		認定率	39.1%	39.2%	39.3%	40.3%	41.7%	45.0%	45.8%

### 3節 介護保険サービス量の見込み

利用実績等を踏まえ、各サービスの利用者数及び利用料（利用回数、利用日数）について次のように見込みました。

#### 1. 居宅(介護予防)サービス

##### (1) 訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介助や炊事、掃除等の生活援助を行うサービスです。

在宅サービスの基本である訪問介護は、町内でも民間事業者の参入やサービス付き高齢者向け住宅等の普及により、サービス量が増加傾向にあります。そのためサービスの質の向上を図り、より一層利用者の生活の質を確保できるサービス提供体制の充実に努めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	13,652.0	14,070.6	14,041.4	14,142.2	14,367.6	14,684.1
利用者数	人/月	464	472	453	465	470	475

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

##### (2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

在宅での入浴が困難な方に対し、入浴の援助を行うサービスです。要介護者の多くは通所系サービスを利用しているため、ニーズは多くありませんが、通所系サービスの利用が困難な方については必要に応じ、適切にサービス提供ができるように努めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	12.5	16.8	11.2	10.8	10.8	10.8
利用者数	人/月	3	3	2	2	2	2

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (3)訪問看護／介護予防訪問看護

病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

介護の重度化が進んでも在宅での生活を支えていく上で、適切な医療サービスを受けられることが重要であり、訪問看護の果たす役割が大きくなっています。また、在宅でのリハビリテーションの必要性も高まると考えられるため、介護度の重度化防止・改善に向けた取組を進めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	2,463.8	2,590.2	3,012.8	2,939.9	2,980.8	3,022.1
利用者数	人/月	220	238	268	256	258	259

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	666.0	702.3	798.5	751.1	746.9	751.1
利用者数	人/月	65	74	86	77	77	77

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (4)訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらいリハビリテーションを受けることで、在宅での生活行為を維持・向上させるものです。現在、町内に事業所がないため、訪問看護事業所によるリハビリテーションサービスが行われています。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	0.0	34.3	62.6	42.0	42.7	43.1
利用者数	人/月	0	2	3	2	2	2

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値



### (5)居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理指導を行い、療養生活の質の向上を図るものであるため、在宅生活を継続する上で重要と考えられます。

現状のサービス体制により、必要サービス量の確保に努めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	43	47	56	50	50	52

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (6)通所介護

デイサービスセンター等に通り、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を提供するサービスです。

要介護者の生活の質を向上させ、心身機能の維持・改善を図り、さらには介護者の負担軽減を促進するものとして、通所系サービスは在宅生活にとって不可欠なものとなっています。現状のサービス提供体制により、必要サービス量を確保できる見込みのため、より一層サービスの質の向上に努めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	2,118.8	2,013.7	2,187.0	2,190.8	2,263.8	2,316.5
利用者数	人/月	242	238	242	246	250	253

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

## (7)通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーション等を行うサービスです。

個別リハビリテーション計画に基づき、利用者それぞれに応じたサービスを提供する通所リハビリテーションは、心身機能の維持・改善を図るなど、自立した日常生活を営むために重要と考えられます。今後も、介護予防に重点を置いた取組を進めていく上で、必要なサービス量の確保に努めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	1,267.6	1,239.3	1,231.2	1,307.5	1,343.6	1,378.5
利用者数	人/月	180	179	175	177	180	182

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	64	62	73	72	71	72

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

## (8)短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

在宅での生活を維持していくためには、短期入所生活介護・短期入所療養介護等のサービスを利用し、介護者の負担軽減や緊急時の対応を行うことが重要です。サービスの需要と供給のバランスは保たれていると考えられることから、今後も、利用者の固定化を防ぐなどサービスの適正利用による必要量の確保に努めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日/月	710.3	767.6	665.7	756.7	773.9	794.8
利用者数	人/月	69	69	71	75	75	76

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日/月	4.2	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者数	人/月	1	1	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (9)短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設や、診療所、病院等に短期入所し、医療や機能訓練、日常生活上の支援が受けられるものです。介護者の負担軽減等を図る上でも重要なサービスであることから、利用者の固定化を防ぐなどサービスの適正利用による必要量の確保に努めます。

#### 【老健】

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日/月	127.8	108.8	108.4	116.3	118.2	120.0
利用者数	人/月	16	13	14	15	15	15

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日/月	1.2	1.0	2.3	3.0	3.0	3.0
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

#### 【病院等】

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日/月	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者数	人/月	1	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

#### 【介護医療院】

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日/月	33.3	35.3	32.9	35.2	36.0	36.2
利用者数	人/月	6	6	5	6	6	6

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (10)福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具（車いす、特殊ベッド等）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

在宅での、要介護者、要支援者の自立支援、家族介護者の負担軽減を図るためには、福祉用具を活用することが有効とされています。今後とも各用具やその正しい利用方法の周知に努め、要介護者・要支援者の自立に寄与する利用を促進します。また、軽度者に対する福祉用具貸与については、利用者の状況から必要性等を慎重に判断し、適正な利用に努めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	492	518	520	521	531	537

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	126	130	139	133	132	133

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (11)特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

在宅での介護に必要な福祉用具（腰かけ便座、シャワーチェア等）の購入費を支給するサービスです。

福祉用具の販売については、妥当性、適合性を精査し、適正なケアマネジメントにより利用を促進します。また、福祉用具購入におけるトラブルを防止するため、福祉用具を購入する際に介護支援専門員や町に相談するよう相談窓口等において広く利用者への周知を図ります。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	10	10	12	10	10	10

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	4	3	2	3	3	3

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

## (12)住宅改修費／介護予防住宅改修

住宅改修は、福祉用具と同様、在宅での要介護者・要支援者の自立支援、家族介護者の負担軽減を図るために有用なサービスのひとつです。より効果的に住宅改修を実現できるよう介護支援専門員等を対象とした研修機会の確保に努めるとともに、適切かつ有効な住宅改修が実施できるよう取組を行います。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	8	8	10	8	10	10

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	5	5	4	4	4	4

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

## (13)特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である要介護者または要支援者について、施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

養護老人ホームが介護保険制度における特定施設の指定を受けたことにより、外部サービス等を利用した特定施設サービスが提供されています。入居者の重度化も進んでいることから、他の介護老人保健施設等との連携によりサービスの質の確保や向上を図ります。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	51	57	54	56	56	56

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	7	5	4	6	6	6

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

#### (14)居宅介護支援／介護予防支援

介護保険制度における大きな目的のひとつに、知識と経験の豊富な専門家による総合的かつ有効な介護計画に基づく介護保険サービスの提供があり、介護支援専門員の果たす役割は極めて重要です。また介護サービス計画の作成にあたっては、介護保険制度で定められたサービスだけでなく、保健・福祉サービスも含めた総合的な計画の作成が求められるため、様々な補助事業等についても担当者が熟知する必要があります。

また、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心とした町内の事業者間での研修機会等を確保することで、より一層資質の向上に取り組むとともに積極的に情報交換等も行い、介護支援専門員に対する適切な助言、指導ができるような体制づくりに努めます。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	749	761	748	759	771	778

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	189	202	227	200	199	200

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

## 2. 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、介護や看護、緊急時の対応といったサービスが受けられるものです。現在町内には整備されておらず、本計画期間においても整備を見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (2) 夜間対応型訪問介護

定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護サービスが受けられるものです。現在町内には整備されておらず、本計画期間においても整備を見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (3) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練が受けられるものです。現在町内に4箇所整備されており、本計画期間において新たな整備は見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	726.8	639.8	524.3	612.2	624.2	631.1
利用者数	人/月	72	67	57	60	60	60

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

#### (4) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、食事や入浴等の日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケア等のサービスを日帰りで受けられるものです。現在町内には整備されておらず、本計画期間においても整備を見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	31.5	30.1	7.4	21.9	22.2	22.3
利用者数	人/月	2	2	1	2	2	2

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

#### (5) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、「通い」を中心に「訪問」「短期の宿泊」等を組み合わせた多機能なサービスです。なじみの関係の中で一体としてのサービスを受けることができるのが小規模多機能型居宅介護の最大の利点であり、高齢者が住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、サービス提供体制の確保に努めます。現在町内に1か所整備されており、本計画期間において新たな整備は見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	12	14	17	14	14	14

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	1	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値



## (6) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症高齢者が少人数で共同生活し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で介護スタッフによる入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や専門的なケアを行うことにより、認知症高齢者の有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支援するものです。現在町内に3か所整備されており、本計画期間において新たな整備は見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	24	22	18	24	24	25

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

介護予防	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### 【必要定員数の設定】

	単位	整備状況	必要定員数			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症対応型 共同生活介護	人	27	27	27	27	

## (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型の特定施設での入浴・排泄・食事等の、介護等日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。地域密着型サービスに含まれる介護サービスとして今までの特定施設入居者生活介護から独立する形でつくられました。現在町内には整備されておらず、本計画期間においても整備は見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	2	2	1	1	1	1

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### 【必要定員数の設定】

	単位	整備状況	必要定員数			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型特定施設 入居者生活介護	人	0	0	0	0	

### (8)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行う定員 29 人以下の特別養護老人ホームが地域密着型介護老人福祉施設です。

現在町内には整備されておらず、本計画期間においても整備を見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

#### 【必要定員数の設定】

	単位	整備状況	必要定員数			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	人	0	0	0	0	

### (9)看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供する「看護小規模多機能型居宅介護」等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

現在町内には整備されておらず、本計画期間においても整備を見込んでいません。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### 3. 施設サービス

#### (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設は、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。居宅における生活への復帰も視野に入れ、利用者が有する能力に応じ、自立した生活を送ることを目指して支援を行う一方、家族の状況・居住環境等の理由により「生活の場」として施設入所の継続を希望する高齢者も多く見られます。このような状況から、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結び付きを重視するとともに、利用者の意思や人格を尊重したサービスの提供が必要となっています。県や関係機関と連携し「生活の場」として必要な介護が実現できるよう取り組みます。また、長期化する待機者については、担当の介護支援専門員への支援、他のサービス利用等による支援を継続します。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	152	156	160	160	160	161

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

#### (2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練等、並びに日常生活上の世話をを行うことにより、在宅生活への復帰を目指すものとして機能しています。今後も要介護度の改善を図り、在宅生活への復帰を希望する利用者の意向をできる限りかなえることができるよう、個別的なりハビリテーション計画等に基づく、日常生活動作等の維持・向上に重点を置いた機能の充実を支援します。

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	126	110	107	124	125	125

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

### (3)介護医療院

症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下、介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を行うサービスです。

#### 【介護医療院】

介護	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	28	31	32	46	46	46

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

## 4. 総合事業

### (1)介護予防・生活支援サービス事業

#### ①訪問サービス

利用者が可能な限り自宅で要支援状態の維持または改善を図り、要介護状態となることを防止し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたって支援します。

#### ◆訪問介護相当サービス

	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	173	170	181	170	177	180

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

#### ②通所サービス

利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

#### ◆通所介護相当サービス

	単位	実績値			見込値(第9期)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	81	75	83	78	80	82

※令和5年度は9月までの実績から算出した推計値

## 4節 介護保険事業費の見込み

利用実績等を踏まえ、給付費については次のように見込みました。

### 1. 居宅(介護予防)サービス

#### ◆介護サービス事業

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	495,877	504,457	515,812
訪問入浴介護	1,433	1,435	1,435
訪問看護	127,846	129,855	131,659
訪問リハビリテーション	1,620	1,648	1,663
居宅療養管理指導	6,360	6,368	6,568
通所介護	210,998	217,584	222,892
通所リハビリテーション	128,817	132,954	136,543
短期入所生活介護	82,188	84,157	86,318
短期入所療養介護(老健)	17,496	17,816	18,085
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	5,654	5,785	5,814
福祉用具貸与	84,927	86,663	87,660
特定福祉用具購入費	4,583	4,583	4,583
住宅改修費	9,142	11,250	11,250
特定施設入居者生活介護	141,988	142,168	142,168
居宅介護支援	150,161	152,779	154,167
合計	1,469,090	1,499,502	1,526,617

#### ◆介護予防サービス事業

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	25,424	25,311	25,456
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	251	251	251
介護予防通所リハビリテーション	29,421	28,944	29,458
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	377	377	377
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	10,985	10,901	10,985
特定介護予防福祉用具購入費	1,192	1,192	1,192
介護予防住宅改修	3,871	3,871	3,871
介護予防特定施設入居者生活介護	5,714	5,722	5,722
介護予防支援	11,082	11,040	11,096
合計	88,317	87,609	88,408

## 2. 地域密着型サービス

### ◆介護サービス事業【地域密着型サービス】

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	66,123	67,566	68,346
認知症対応型通所介護	1,736	1,762	1,770
小規模多機能型居宅介護	38,395	38,443	38,443
認知症対応型共同生活介護	81,619	81,723	85,152
地域密着型特定施設入居者生活介護	2,885	2,889	2,889
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
合計	190,758	192,383	196,600

### ◆介護予防サービス事業【地域密着型サービス】

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
合計	0	0	0

## 3. 施設サービス

### ◆介護サービス事業【施設サービス】

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	518,548	520,701	522,172
介護老人保健施設	427,110	430,818	430,818
介護医療院	222,571	222,852	222,852
合計	1,168,229	1,174,371	1,175,842

#### 4. その他サービス

##### ◆特定入所者介護サービス費

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定入所者介護サービス費	87,696	88,197	88,398
制度改正に伴う財政影響額	1,238	1,358	1,361
合計	88,934	89,556	89,759

##### ◆高額介護サービス費

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高額介護サービス費	73,343	73,762	73,930
制度改正に伴う財政影響額	1,155	1,268	1,270
合計	74,498	75,030	75,200

##### ◆高額医療合算介護サービス費

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高額医療合算介護サービス費	8,498	8,547	8,566

##### ◆その他

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査支払手数料	2,459	2,473	2,479

#### 5. 地域支援事業

##### ◆地域支援事業

単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	76,304	79,584	80,738
包括的支援事業・任意事業	68,873	69,544	69,544
合計	145,177	149,128	150,282

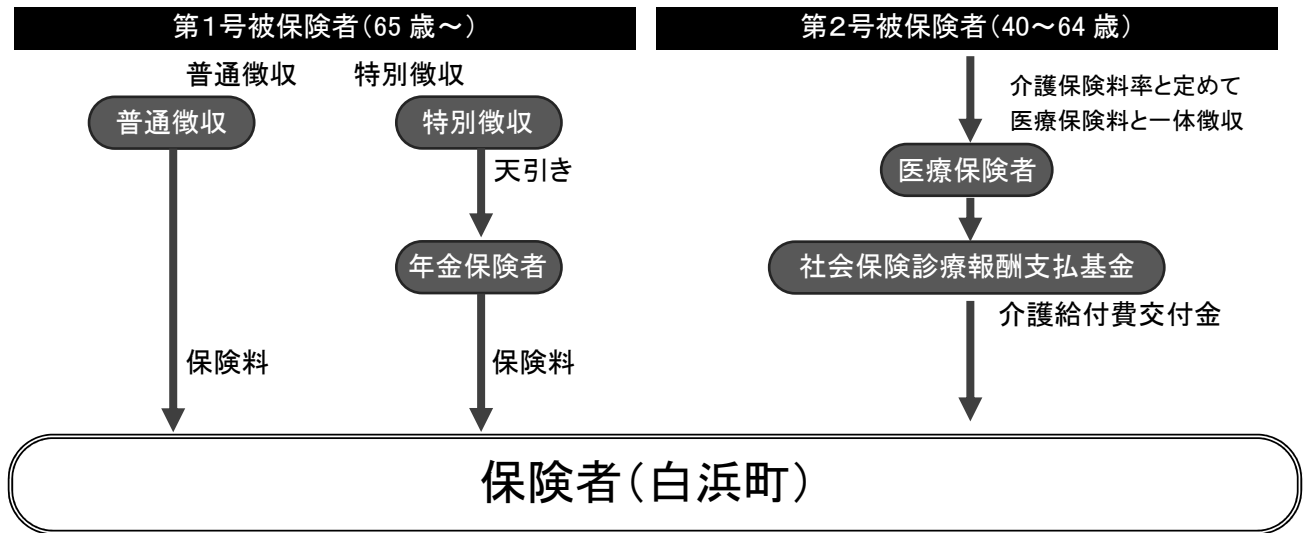
## 5節 第1号被保険者の保険料算定

### 1. 介護保険事業に係る費用構成

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、予防給費、特定入居者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、地域支援事業に要する費用等から構成されます。

一方、事業費の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国・県・町の負担金、国の調整交付金で賄われます。

第1号保険料の負担割合は、全国的な高齢化の進行を反映して、第5期では21%、第6期では22%、第7期は23%と年々負担割合は増加していましたが、第9期においては23%となります。



#### ◆介護保険給付(施設等給付費を除く)

保険料		公費		
第1号	第2号	白浜町	県	国
23%	27%	12.5%	12.5%	25%

#### ◆介護保険給付(施設等給付費)

保険料		公費		
第1号	第2号	白浜町	県	国
23%	27%	12.5%	17.5%	20%

#### ◆地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)

保険料		公費		
第1号	第2号	白浜町	県	国
23%	27%	12.5%	12.5%	25%

#### ◆地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)

保険料		公費		
第1号	白浜町	県	国	
23%	19.25%	19.25%	38.5%	

### 2. 第1号被保険者の保険料段階の設定

第9期では、第1号被保険者の所得段階について保険料の弾力化を行い、14段階を基本とします。また、低所得者（町民税非課税世帯）の負担軽減措置として、公費による保険料の軽減を行います。



### 3. 第1号被保険者の介護保険料

第9期計画期間における、第1号被保険者の保険料基準月額は7,200円となります。

(第8期：6,900円)

#### ◆保険料基準額の算出

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	本計画	令和12年度	令和22年度
標準給付費見込額	3,090,784,077	3,129,470,974	3,163,472,281	9,383,727,332	3,201,582,085	3,044,532,065
総給付費	2,916,394,000	2,953,865,000	2,987,467,000	8,857,726,000	3,024,570,000	2,878,239,000
特定入所者介護サービス費等給付額	88,934,014	89,555,686	89,759,336	268,249,036	90,253,212	84,787,879
高額介護サービス費等給付額	74,498,444	75,030,023	75,200,644	224,729,111	75,481,765	70,910,925
高額医療合算介護サービス費等給付額	8,498,379	8,546,969	8,566,405	25,611,753	8,746,188	8,216,557
算定対象審査支払手数料	2,459,240	2,473,296	2,478,896	7,411,432	2,530,920	2,377,704
地域支援事業費	145,176,897	149,127,893	150,281,583	444,586,373	147,422,922	142,139,690
第1号被保険者負担分担相当額	744,271,024	754,077,739	762,163,389	2,260,512,152	803,761,202	828,534,656
調整交付金	104,513,606	102,369,257	103,814,507	310,697,369	94,448,950	95,072,612
財政安定化基金(償還額)	0	0	0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額				172,000,000	0	0
予定保険料収納額				1,777,814,783	709,312,252	733,462,044
予定保険料収納率				98.30%	98.30%	98.30%
所得段階加入割合補正後被保険者数				20,932人	6,749人	6,163人
保険料基準月額				7,200	8,909	10,090
保険料基準年額				86,400	106,908	121,080

#### 4. 第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	区分	基準額に対する割合 令和6年4月から 令和9年3月	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.455 (0.285)	39,300円 (24,600円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.685 (0.485)	59,200円 (41,900円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で第1・2段階以外の人	0.690 (0.685)	59,600円 (59,200円)
第4段階	町民税課税世帯で、本人が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.900	77,800円
第5段階 (基準額)	町民税課税世帯で、本人が町民税非課税で第4段階以外の人	1.000	86,400円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が80万円以下の人	1.150	99,400円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が80万円を超え120万円未満の人	1.200	103,700円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	112,300円
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.500	129,600円
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.700	146,900円
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.900	164,200円
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.100	181,400円
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.300	198,700円
第14段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.400	207,400円

※公費によって低所得者(町民税非課税世帯である第1段階から第3段階)に対して基準額からの割合を軽減します。括弧内は軽減後の値です。

## 第 6 章 計画の推進に向けて

### 1節 計画の進行管理及び点検

---

本計画を推進するにあたって、介護支援事業の提供が、適切かつ過不足のないサービスを提供できるよう、①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③縦覧点検・医療情報との突合を実施するとともに、それぞれの取組が住民にとって利便性が高く、効果的であるものであるよう、進捗状況を評価・検証し、「介護保険事業計画等作成委員会」に報告します。

### 2節 計画の周知・啓発

---

本計画は、介護保険事業及び老人福祉事業を推進することで、すべての高齢者がいつまでも、住み慣れた町で、安心して生活を送ることができるよう、さまざまな分野から高齢者福祉を充実させることを目指しています。

介護保険事業の各サービスを利用する方とそのご家族、介助・介護する方に対し、本計画や介護保険制度について、正しく理解していただくため、ホームページや広報紙、相談窓口等、さまざまな媒体・機会を通して、周知・啓発に努めます。

### 3節 関係機関・地域との連携

---

介護保険事業、老人福祉事業の推進にあたっては、生涯学習や生活環境等、さまざまな分野にまたがる総合的な施策の展開が必要となります。広域的なサービスの調整や効果的なサービス基盤の整備を図るとともに、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、和歌山県や近隣市町、地域包括ケアシステムを構築する各種団体、事業者等との連携を強化するとともに、地域の多様な主体との連携を強化します。

## 資料編

### 1. 計画の策定過程

年月日	項目	内容												
令和5年 1月11日 ～1月29日	日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査	<p>計画の見直しに向けた基礎資料とするため、65歳以上の方を対象に、健康状態や生活の状況、介護保険に関するアンケート調査を郵送、聞き取りにより実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査の種類</th> <th>配布数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常生活圏域ニーズ調査</td> <td>800人</td> <td>550人</td> <td>68.8%</td> </tr> <tr> <td>在宅介護実態調査</td> <td>200人</td> <td>157人</td> <td>78.5%</td> </tr> </tbody> </table>	調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率	日常生活圏域ニーズ調査	800人	550人	68.8%	在宅介護実態調査	200人	157人	78.5%
調査の種類	配布数	有効回収数	有効回収率											
日常生活圏域ニーズ調査	800人	550人	68.8%											
在宅介護実態調査	200人	157人	78.5%											
5月23日	第1回介護保険事業計画等作成委員会	<p>【次第】</p> <p>(1)第9期介護保険事業計画等の策定にあたって</p> <p>(2)白浜町介護保険事業計画及び老人福祉計画の実施状況と課題について</p> <p>(3)介護予防・日常生活ニーズ調査及び在宅介護実態調査報告書について</p>												
7月10日 ～8月17日	居宅介護支援事業所アンケート調査 在宅生活実態調査	<p>介護サービス基盤等の方針を検討するため、白浜町内の居宅介護支援事業所を対象に、介護保険サービスや社会資源の充足度等、現状や課題等についてアンケートを実施</p>												
8月25日	第2回介護保険事業計画等作成委員会	<p>【次第】</p> <p>(1)第9期介護保険事業計画等骨子案について</p> <p>(2)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9期介護保険事業計画作成にかかるアンケート調査について（居宅サービス関係）</li> <li>・事業所ヒアリングについて（施設サービス関係）</li> </ul>												
9月7日 9月8日	介護保険サービス提供事業者調査	<p>介護サービス基盤等の方針を検討するため、町内の介護保険サービス提供事業者に対し、現状や課題、今後のサービス拡充の意向等についてヒアリング調査を実施</p>												
11月22日	第3回介護保険事業計画等作成委員会	<p>【次第】</p> <p>(1)「自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付の適正化に関する取組と目標」の自己評価結果について</p> <p>(2)事業所ヒアリング及び居宅介護支援事業所等アンケートの結果について</p> <p>(3)第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画【計画素案】について</p>												
12月21日	第4回介護保険事業計画等作成委員会	<p>【次第】</p> <p>(1)第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画【計画素案】について</p>												
令和6年 1月31日	第5回介護保険事業計画等作成委員会	<p>【次第】</p> <p>(1)白浜町介護保険事業計画最終案について</p> <p>(2)町長に提出する意見書について</p>												

## 2. 白浜町介護保険事業計画等作成委員会設置要綱

平成 18 年 3 月 1 日

要綱 第 54 号

改正：平成 20 年 3 月 27 日要綱第 6 号

改正：平成 23 年 5 月 23 日要綱第 18 号

改正：令和 4 年 3 月 1 日要綱第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、白浜町附属機関設置条例（令和 4 年白浜町条例第 13 号）第 3 条の規定に基づき、白浜町介護保険事業計画等作成委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第 2 条 委員会の所掌業務は、次の各号に掲げる事項について審議し、必要に応じて助言及び提言を行うものとする。

(1) 白浜町介護保険事業計画に関する事項

(2) 白浜町老人福祉計画に関する事項

2 委員長は、会議で審議した事項について、町長へ報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療関係者

(3) 福祉関係者

(4) 被保険者代表者

(5) その他町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成20年3月27日要綱第6号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月23日要綱第18号)

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

附 則(令和4年3月1日要綱第9号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の白浜町介護保険事業計画等作成委員会設置要綱の規定により委嘱されている委員は、この要綱の規定により委嘱された委員とみなす。

### 3. 白浜町介護保険事業計画等作成委員会委員名簿

任期 令和8年3月31日まで

	区 分	氏 名	備 考
1	被保険者代表	榎本 眞理子	一般公募
2	被保険者代表	川口 祥子	被保険者代表
3	被保険者代表	中本 ミヨ子	被保険者代表
4	保健医療関係者	須賀 和明	和歌山県理学療法士協会
5	保健医療関係者	三谷 健一郎	西牟婁郡医師会
6	保健医療関係者	伊谷 充礼	田辺西牟婁歯科医師会
7	保健医療関係者	上西 浩子	田辺薬剤師会
8	保健医療関係者	大更 元子	栄養サポート紀南
9	保健医療関係者	安井 詳子	和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会
10	保健医療関係者	三栖 健次	白浜はまゆう病院
11	福 祉 関 係 者	松本 隆志	白浜町社会福祉協議会
12	福 祉 関 係 者	榎本 和夫	白浜町民生委員児童委員協議会
13	福 祉 関 係 者	初山 昌平	和歌山県介護支援専門員協会西牟婁田辺支部
14	福 祉 関 係 者	愛須 政仁	白浜町介護保険サービス提供事業者連絡会
15	福 祉 関 係 者	山本 孝司	白浜町介護保険サービス提供事業者連絡会

(敬称略・順不同)

## 白 浜 町

### 第9期介護保険事業計画及び老人福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 白浜町 民生課

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地

TEL: 0739-43-6593 FAX:0739-43-5353

ホームページ: <http://www.town.shirahama.wakayama.jp>